

徳島県消防防災ヘリコプター

「うずしお」

運 航 の 手 引 き

令和 7 年 4 月

目 次

第 1	運航体制	
1	消防防災ヘリコプター「うずしお」の運航体制	2
2	消防防災ヘリコプター緊急運航の要請方法	4
3	緊急運航の要請及び出動のフローチャート	6
第 2	関係規程	
1	徳島県消防防災ヘリコプター運航管理要綱	1 1
2	徳島県消防防災ヘリコプター緊急運航要領	3 1
	(1) 徳島県消防防災ヘリコプターの運航基準(ドクターヘリ機能版)	4 0
	(2) 運航に必要な気象条件の観測通報要領	4 3
	(3) 誘導手信号要領	4 4
3	緊急用務空域の指定に係る事務マニュアル	4 7
4	徳島県消防防災ヘリコプターの一般行政利用に関する取扱要領	5 1
5	徳島県消防防災ヘリコプターが市町村等において実施する 防災訓練等に出動する場合の取扱要領	5 2
第 3	安全基準等	
1	運航に必要な気象条件	5 6
2	航空法に基づくヘリコプターの最低安全基準	5 8
3	場外離着陸場の設置基準等	5 9
4	搭乗者の遵守事項	6 5
第 4	装備関係	
1	消防防災ヘリコプター「うずしお」の概要	6 8
2	活動別主要装備一覧表	7 0
第 5	参考資料	
1	徳島県消防防災ヘリコプター応援協定	7 7
2	消防・防災ヘリコプターの運航不能期間等における相互応援協定 和歌山県と徳島県の消防防災ヘリコプター運航不能時等における 相互応援協定	7 9 8 2
3	大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱	8 4
	(1) 大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施細目	8 9
	(2) 一般財団法人全国市町村振興協会消防広域応援交付金交付規程	1 0 2
	(3) 消防広域応援交付金交付細則	1 0 4
4	関係法令	1 1 0
5	消防防災ヘリコプターQ & A	1 1 4

第 1 運 航 体 制

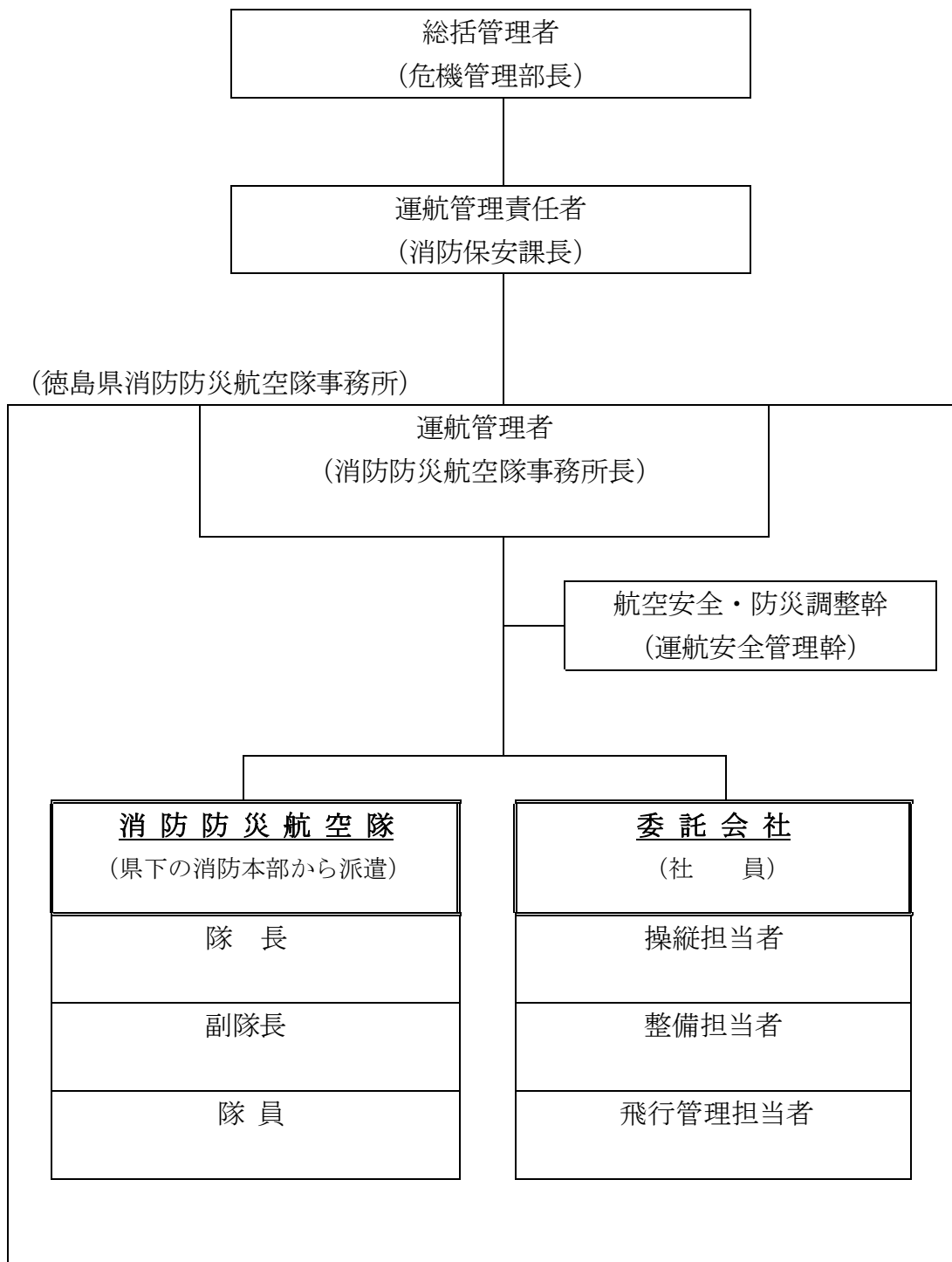
1 消防防災ヘリコプター「うずしお」の運航体制

消防防災ヘリコプターの運航体制については、「徳島県消防防災ヘリコプター運航管理要綱」及び「徳島県消防防災ヘリコプター緊急運航要領」の定めるところによるが、その概要は次のとおりである。

1 運航基地

消防防災ヘリコプターの運航基地は、「徳島県消防防災航空隊事務所」とする。

2 組 織 図



3 職員数（基準）

所 長	航空安全・ 防災調整幹	航 空 隊			委 託 会 社		
		隊長	副隊長	隊員	操縦担当者	整備担当者	飛行管理担当者
1 名	1 名	1 名	3 名	4 名	(常時) 2 名以上	(常時) 2 名以上	(常時) 1 名以上

4 出勤体制

(1) 出動日数 通年

(2) 運航時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。

ただし、緊急運航の場合は、日の出から日没までとする。

5 活動内容

次に掲げる活動で、航空機の特性を十分に活用することができ、かつ、その必要性が認められる場合に運航するものとする。

- | | |
|---------------------|----------|
| ① 救急活動 | ② 救助活動 |
| ③ 災害応急活動 | ④ 火災防御活動 |
| ⑤ 広域災害応援対策 | ⑥ 災害予防活動 |
| ⑦ 自隊業務活動 | ⑧ 一般行政活動 |
| ⑨ その他総括管理者が必要と認める活動 | |

2 消防防災ヘリコプター緊急運航の要請方法

消防防災ヘリコプターの緊急運航の応援要請は、「徳島県消防防災ヘリコプター応援協定」、「徳島県消防防災ヘリコプター運航管理要綱」及び「徳島県消防防災ヘリコプター緊急運航要領」の定めるところによるが、その概要は次のとおりである。

1 緊急運航の要件

次に掲げる要件を満たす場合に、運航することができるものとする。

- (1) 公共性 地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とすること。
- (2) 緊急性 差し迫った必要性があること。
- (3) 非代替性 消防防災ヘリコプター以外に適切な手段がないこと。

2 緊急運航の要請基準

上記の緊急運航の要件を満たし、かつ、次に掲げる活動別要請基準に該当する場合に、災害が発生した市町村長及び消防長等は、要請ができるものとする。

(1) 救急活動

- ア 傷病者の搬送（原則として、医師が搭乗できる場合）
- イ 医師及び医療機材等の搬送
- ウ 傷病者の転院搬送（医師が搭乗できる場合）
- エ その他救急活動上、特に、ヘリコプターによる活動が有効と認められるとき

(2) 救助活動

- ア 水難事故、山岳事故等の捜索、救助
- イ 中高層建築物火災等の救助
- ウ 孤立した被災者等の救出
- エ 大規模事故での救助
- オ その他救助活動上、特に、ヘリコプターによる活動が有効と認められるとき

(3) 災害応急活動

- ア 被災状況等の調査及び情報の収集等
- イ 生活必需品及び復旧資材等の救援物資、人員等の搬送
- ウ 災害に関する情報、警報等の伝達等広報
- エ その他災害応急活動上、特に、ヘリコプターによる活動が有効と認められるとき

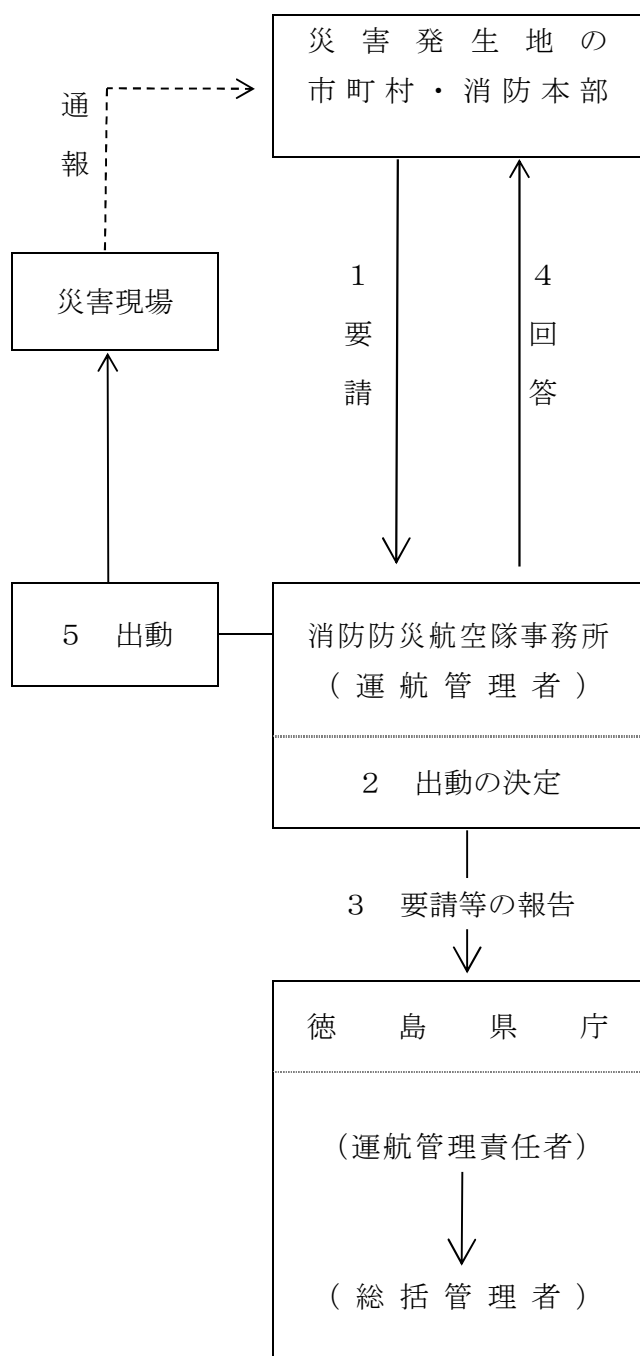
(4) 火災防御活動

- ア 林野火災等の消火
- イ 消防隊員及び消火資機材等の搬送
- ウ 被害状況等の調査及び情報の収集等
- エ 避難誘導等の広報
- オ その他火災防御活動上、特に、ヘリコプターによる活動が有効と認められるとき

(5) 広域災害応援対策

他府県等との災害応援協定等に基づき応援要請があり、出動する必要があると認められるとき

3 緊急運航の要請及び出動のフローチャート



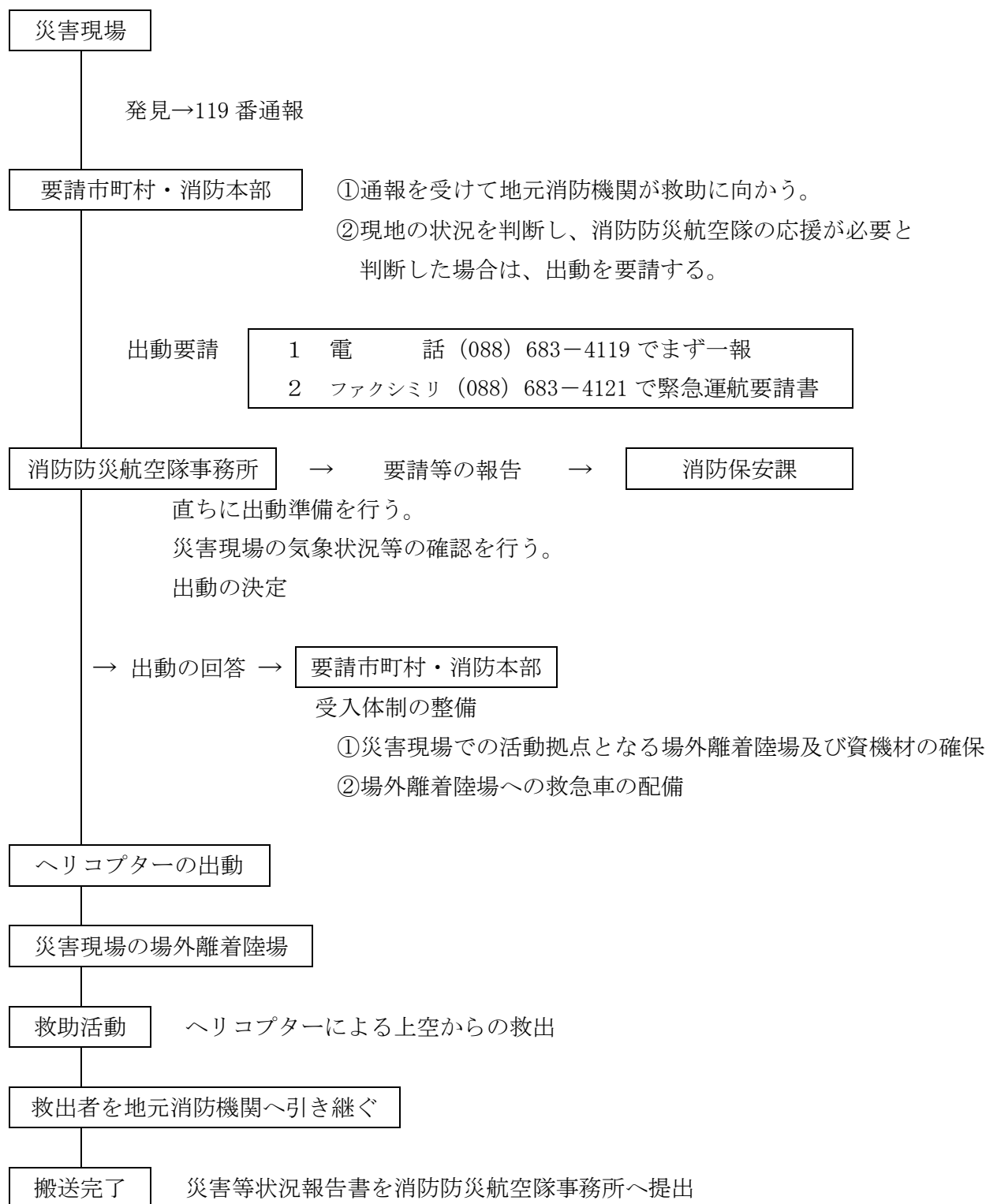
要請は、消防防災航空隊事務所へ
電 話：088-683-4119（代表）、又は
ファクシミリ：088-683-4121 により行う。

なお、勤務時間外(17:15～08:30)の
連絡先は、次のとおり

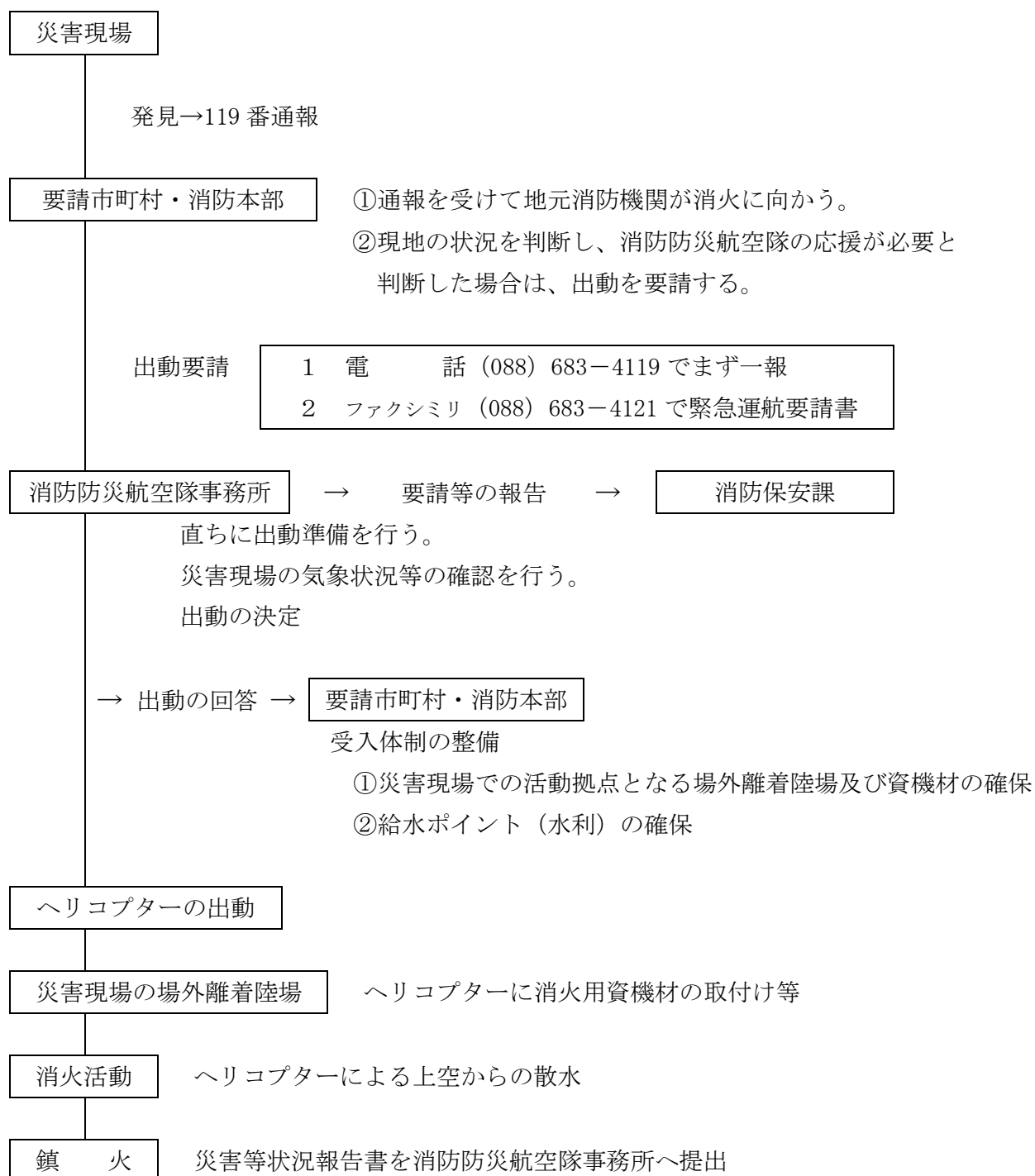
県庁衛視室 電話：088-621-2057

(参 考)

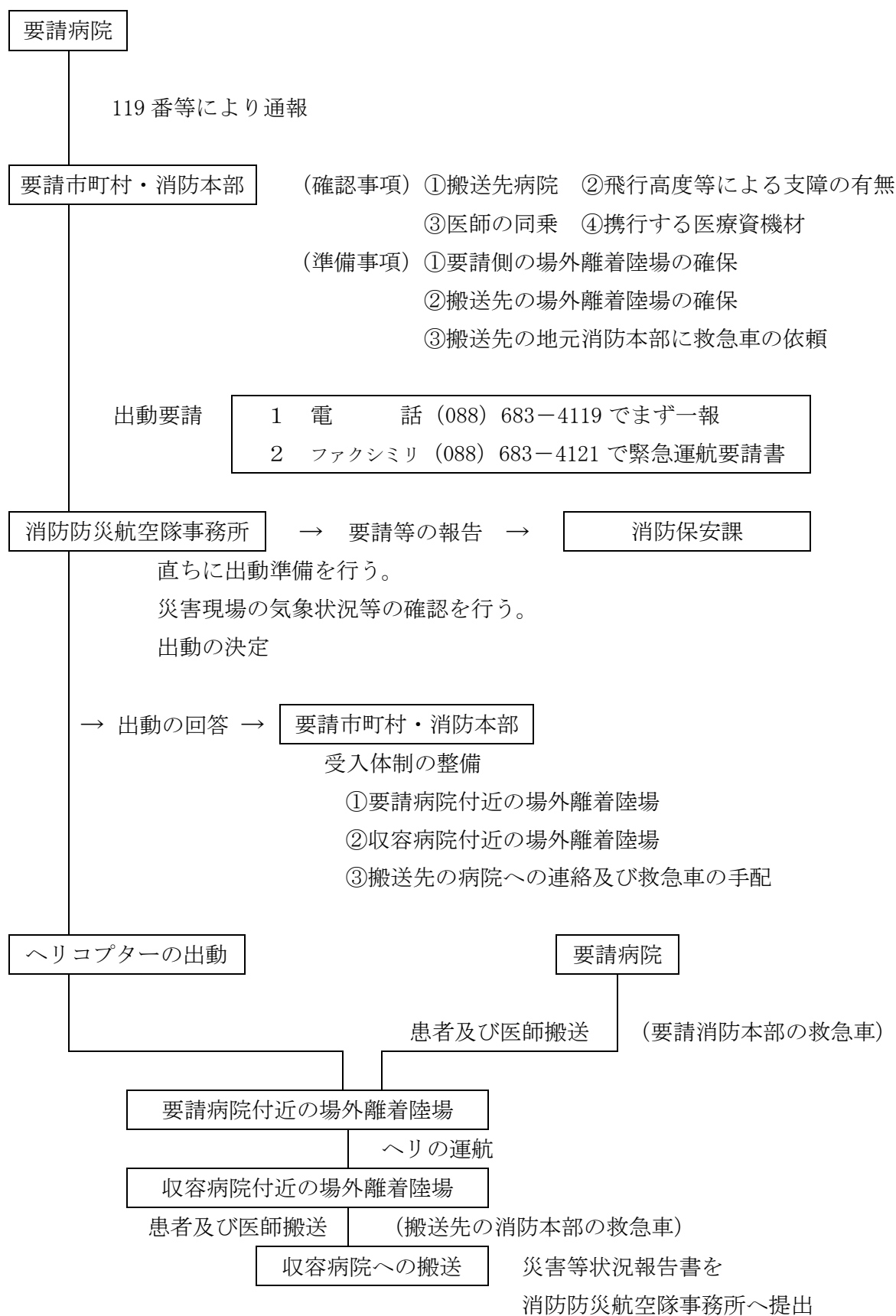
1 救助活動のフローチャート（人命救助の例）



2 火災防御活動のフローチャート（山林火災の例）



3 救急活動のフローチャート（転院搬送の例）



第 2 關 係 規 程

徳島県消防防災ヘリコプター運航管理要綱

目次

- 第1章 総則（第1条－第3条）
- 第2章 消防防災航空隊事務所（第4条－第10条）
- 第3章 運航管理（第11条－第25条）
- 第4章 出発の承認（第26条）
- 第5章 教育訓練等（第27条－第29条）
- 第6章 使用手続（第30条－第33条）
- 第7章 安全管理（第34条）
- 第8章 事故防止対策等（第35条－第37条）
- 第9章 相互応援協定等（第38条）
- 第10章 雑則（第39・第40条）

第1章 総則

（目的）

第1条 この要綱は、徳島県消防防災ヘリコプター（以下「航空機」という。）の運航管理等について必要な事項を定めることにより、航空機の安全かつ効果的な運用を図ることを目的とする。

（他の法令との関係）

第2条 航空機の運航管理については、航空法（昭和27年法律第231号。以下「法」という。）及び消防防災ヘリコプターの運航に関する基準（令和元年消防庁告示第4号。以下「運航基準」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

（用語の定義）

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）航空機等 航空機、航空機の運航及び航空機に搭乗して行う業務に必要な装備品等をいう。
- （2）消防防災業務 航空機を使用して行う救急活動、救助活動、災害応急対策活動、火災防御活動その他の消防防災活動等に関する業務をいう。
- （3）航空隊員 航空機に搭乗し消防防災業務に従事する消防保安課の職員をいう。
- （4）自隊訓練 航空隊員の基本的技術及び応用技術の習得を図るため、独自で行う訓練、消防機関との合同訓練をいう。
- （5）委託会社 徳島県が航空機の操縦、整備点検及び飛行管理の業務を委託する運航会社をいう。
- （6）航空隊員等 航空隊員及び委託会社社員をいう。

第2章 消防防災航空隊事務所

(消防防災航空隊事務所の設置)

第4条 航空機を利用して行う消防防災業務を円滑に遂行するため、消防保安課に消防防災航空隊事務所（以下「航空隊事務所」という。）を置く。

2 航空隊事務所の位置は、板野郡松茂町豊久字朝日野15番地2（徳島飛行場内）とする。

(所長)

第5条 航空隊事務所に所長を置く。

2 所長は、消防保安課航空消防防災室長をもって充てる。

3 所長は、消防保安課長の命を受け、航空隊事務所の事務を統括する。

(航空安全・防災調整幹)

第6条 航空隊事務所に航空安全・防災調整幹を置く。

2 航空安全・防災調整幹は、所長の命を受け、航空機の運航の安全の確保に関する事務を処理する。

(消防防災航空隊の設置)

第7条 航空隊事務所に消防防災航空隊（以下「航空隊」という。）を置く。

2 航空隊員は、航空機に搭乗し、消防防災業務に従事する。

3 航空隊に、隊長、副隊長及び隊員を置く。

4 隊長及び副隊長は、消防保安課長が指名する。

(隊長の任務)

第8条 隊長は、航空隊員を指揮監督して消防防災業務の安全かつ効果的な遂行に努めなければならない。

(副隊長の任務)

第9条 副隊長は、隊長を補佐し、隊長に事故があるときは、消防保安課長があらかじめ指名する副隊長がその職務を代行する。

(航空隊員の任務)

第10条 航空隊員は、隊長の指揮に従い、航空機の性能と災害時の状況に即応した消防防災業務に努めなければならない。

2 航空隊員は、消防防災業務の遂行に当たっては十分安全を確認するとともに関係法令等を遵守し、所期の目的を達成するように努めなければならない。

第3章 運航管理

(総括管理者)

第11条 航空機の運航管理の総括は、危機管理部長（以下「総括管理者」という。）が行う。

(運航管理責任者)

第12条 航空隊の指揮監督、航空機の運航、航空機等の維持管理など、航空機の運航管理に関する事務は、消防保安課長（以下「運航管理責任者」という。）が掌理する。

(運航管理者及び運航安全管理者の配置)

第13条 航空隊事務所長を運航管理者、航空安全・防災調整幹を運航安全管理者として配置する。

2 運航管理者は、運航管理責任者の命を受け、航空機の運航管理に関する事務を行う。

3 運航安全管理者は、航空機の運航の安全を確保する観点から、運航管理者、機長その他関係者に対する航空機の運航、航空消防活動の実施、航空消防活動従事者の健康管理その他必要と認める事項に関する助言を行う。

(搭乗する者の指定等)

第14条 運航管理者は、航空機を運航する場合には、搭乗する航空隊員等を指定するとともに、運航目的、任務等を明示して当該運航の責任体制を明確にしなければならない。

(航空消防活動従事者の乗務要件)

第15条 航空消防活動従事者に必要な乗務要件については、教育訓練等基本計画により示す。

(航空消防活動指揮者)

第16条 航空消防活動指揮者（以下「運航指揮者」という。）は、隊長をもって充てる。ただし、隊長が航空機に搭乗しないときは、運航管理者が航空機に搭乗する副隊長の中から運航指揮者を指定する。

(運航計画及び実績)

第17条 運航管理責任者は、消防防災業務を適正かつ円滑に行うため、航空機の運航計画を定めなければならない。

2 運航計画は、徳島県消防防災ヘリコプター年間運航計画（様式第1号）、徳島県消防防災ヘリコプター月間運航計画（様式第2号）及び徳島県消防防災ヘリコプター週間運航計画（様式第3号）とする。

3 運航管理者は、運航が終了した翌週速やかに徳島県消防防災ヘリコプター週間運航実績報告書（様式第4号）を、運航が終了した翌月速やかに徳島県消防防災ヘリコプタ

一月間運航実績報告書（様式第5号）を総括管理者に報告するものとする。

（運航する航空機等）

第18条 運航管理責任者は、法第23条及び第25条に定める技能証明書を有する委託会社の整備士による整備点検を受けなければ、航空機を航空の用に供してならない。

2 運航管理者は、備品を適正に管理し、航空機等の性能を最大限発揮できる状態にしておかなければならない。

（運航範囲）

第19条 航空機は、次の各号に掲げる活動で、航空機の特性を十分に活用することができ、かつ、その必要性が認められる場合に運航するものとする。

- （1） 救急活動
- （2） 救助活動
- （3） 災害応急活動
- （4） 火災防御活動
- （5） 広域災害応援対策
- （6） 災害予防活動
- （7） 自隊業務活動
- （8） 一般行政活動
- （9） その他総括管理者が必要と認める活動

2 航空機の運航は、午前8時30分から午後5時15分までの間とする。ただし、前項第1号から第5号の運航（以下「緊急運航」という。）及び緊急運航を前提とした訓練については、日の出から日没までの間（真にやむを得ない場合薄暮まで可とする。）とする。

なお、夜間照明設営訓練に係る飛行についてはこの限りではない。

注：薄暮とは日没後のたそがれのこと

（緊急運航）

第20条 緊急運航は、第17条第1項に規定する運航計画に基づく運航（以下「通常運航」という。）に優先する。

2 運航管理者は、航空機の通常運航中に緊急運航を要する事態が生じた場合には、直ちに緊急運航に移行する旨を運航指揮者に指示しなければならない。

3 緊急運航の要請があった場合、運航管理者は、直ちに運航管理責任者に、その内容及び出動の有無を報告しなければならない。

4 緊急運航に関し、必要な事項は「徳島県消防防災ヘリコプター緊急運航要領」によるものとする。

（情報連絡及び報告）

第21条 運航指揮者は、航空機の搭乗中に得た重要な情報等について、運航管理者に報

告しなければならない。

- 2 運航指揮者は、航空機に搭乗し業務を終了したときは、運航状況等について飛行報告書（様式第 6 号）を作成し、運航管理者に報告しなければならない。

（CRM）

第 22 条 運航基準第 4 条第 2 項に規定する航空機の安全かつ効率的な運航のために全ての利用可能な人員、資機材及び情報を効果的に活用する措置に係る実施要領については、「徳島県消防防災ヘリコプター CRM（クルー・リソース・マネージメント）実施要領」によるものとする。

（ボイス・プロシージャール）

第 23 条 運航基準第 4 条第 3 項に規定する運航中の航空機における航空消防活動従事者による周囲の監視及び機長の注意を喚起するための措置に係る実施要領については、「徳島県消防防災航空隊機内交話要領」によるものとする。

（運航活動要領）

第 24 条 運航基準第 4 条第 4 項に規定する活動要領については、「徳島県消防防災ヘリコプター航空消防活動要領」によるものとする。

（飛行場外離着陸場）

第 25 条 運航管理責任者は、市町村と協議し、消防防災業務を円滑に遂行するため、法第 79 条ただし書の規定に基づく飛行場外離着陸場及び法第 81 条の 2 の規定に基づく緊急離着陸場を選定し、かつ、確保しておかななければならない。

- 2 隊長は、前項の飛行場外離着陸場を調査し、常にその現状把握に努めるものとする。

第 4 章 出発の承認

（出発の承認）

第 26 条 運航管理者は、第 14 条の明示した内容について、徳島県消防防災ヘリコプター運航実施計画書（様式第 7 号）により細部を確認し、航空隊員等の資格、気象、航空機、その他の状況から安全に運航できると判断した場合承認するものとする。

- 2 運航管理者は、承認を要求された場合において、提出された徳島県消防防災ヘリコプター運航実施計画書によっては安全に運航することができないと予想されるときは、当該計画に対する承認を与えてはならない。
- 3 運航安全管理者は、運航の可否について運航管理者に対し必要な助言を行うものとする。

第5章 教育訓練等

(航空隊員等の教育訓練等)

第27条 総括管理者は、航空隊員等の教育訓練を実施するために必要な訓練体制及び施設、設備並びに教材の整備を図り、航空隊員等の養成及び資質の向上に努めなければならない。

2 運航管理責任者は、消防防災業務を効率的に行うため、市町村及びその他関係機関と連携の上、必要な訓練を実施しなければならない。

3 運航安全管理者は、操縦士の効率的な養成及び安全かつ確実な消防防災業務に資するため、毎年操縦士の操縦技能の確認を行うものとする。

(自隊訓練)

第28条 運航管理者は、運航計画に基づき、自隊訓練を実施しなければならない。

(基本計画等)

第29条 運航安全管理者は、教育訓練等基本計画及び教育訓練等実施計画を立案しなければならない。

第6章 使用手続

(使用予定表)

第30条 航空機の使用（緊急運航及び自隊業務活動に係るものを除く。以下 本章において同じ。）を予定する者は、毎年2月末日までに翌年度の使用予定 について消防防災ヘリコプター使用年間予定表（様式第8号）を提出し、かつ、使用月の前々月の末日までに、当該使用月の使用予定について消防防災ヘリコプター使用月間予定表（様式第9号）を総括管理者に提出しなければならない。

(航空機の使用申請)

第31条 航空機の使用を予定する者は、消防防災ヘリコプター使用承認申請書（様式第10号）により使用する日の15日前までに、総括管理者に提出しなければならない。

(航空機の使用承認)

第32条 総括管理者は、前条の申請があったときは、その使用目的、使用内容等を審査の上、適当と認めるときは、消防防災ヘリコプター使用承認書（様式第11号）を交付するものとする。

(航空機の使用報告)

第33条 総括管理者は、必要に応じて、航空機を使用した者に対し、航空機使用の報告を求めることができる。

第7章 安全管理

(安全管理)

第34条 総括管理者は、航空関係法令及び国土交通大臣の定める航空機の運用限界等指定書を踏まえ、消防防災業務の適正な執行体制及び航空事故防止対策を確立し、安全管理の適正を期さなければならない。

2 運航管理責任者及び運航管理者は、消防防災業務の遂行に当たり、航空隊員等の任務及び分担業務の適正な執行を確保し、航空機事故防止対策を講ずるなど、安全管理に万全を期さなければならない。

3 運航安全管理者は、航空機の安全運航管理体制の確保に努めるとともに、安全管理の徹底を図らなければならない。

4 運航指揮者は、消防防災業務の遂行に当たっては、航空隊員等の任務及び分担業務が適正に執行され、当該業務が効果的かつ安全に遂行できるよう努めなければならない。

5 安全管理に関し、必要な事項は「徳島県消防防災航空隊安全管理要領」によるものとする。

第8章 事故防止対策等

(搜索及び救難体制の確立)

第35条 総括管理者は、航空機事故が発生するおそれ若しくは発生した疑いのある場合又は事故が発生した場合には、速やかに搜索救難等の初動体制及びその後の処理に関する体制を確立しなければならない。

(航空機事故発生時の措置)

第36条 運航指揮者は、航空機に搭乗中、航空機の不具合、気象の急変等により航空機事故が発生するおそれがある場合又は発生した場合は、人命、財産に対する危機の防止に最善の手段を尽くすなど、万全の措置を講じ、その状況を運航管理者に直ちに報告しなければならない。

2 運航管理者は、前項の報告を受け、又は前項に関する情報を入手した場合には、前条に規定するところにより、直ちに所要の搜索救難活動を開始するとともに、その旨を総括管理者及び運航管理責任者に報告しなければならない。

3 運航安全管理者は、前各項の事実が発生した場合、積極的かつ継続的な情報収集に努め運航管理者に必要な助言を行うものとする。

(事故報告)

第37条 総括管理者は、航空法第76条第1項に規定する事故が発生した場合には、速やかにその旨を国土交通大臣及び消防庁長官に報告しなければならない。

2 総括管理者は、前項に規定する事故が発生した場合には、直ちに原因、損害等について調査し、その結果を知事に報告しなければならない。

第9章 相互応援協定等

(相互応援協定等)

第38条 航空機が点検整備等により運航できない場合、あるいは災害の規模が大きく、消防防災業務のため他の消防防災ヘリコプター等の応援が必要な場合については、各協定等に基づき他県等に応援を要請するものとする。また、同様の状況により他県等から応援を要請され、本要領等の内容から妥当と判断した場合、要請に応えるものとする。

2 運航基準第22条第2項に規定する耐空検査の時期の調整等については、翌年度の運航計画策定期間までに調整を完了するものとするものとする。

第10章 雑則

(記録及び保存)

第39条 運航管理責任者は、航空関係法令に基づく記録のほか、必要な記録簿を備え、消防防災業務に関する記録を整理保存しておかなければならない。

(その他)

第40条 この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

2 平成10年度については、第21条の規定は適用しない。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

徳島県消防防災ヘリコプター年間運航計画（年度分）

20

様式第2号（第17条第2項関係）

徳島県消防防災ヘリコプター月間運航計画（ 年 月分）

日	曜	内 容	飛行区分	飛行場所（市町村）	使用離着陸場所	申請手続の有無	飛行時間／累計	機体等整備計画	備 考
			1・2・3				/		
			1・2・3				/		
			1・2・3				/		
			1・2・3				/		
			1・2・3				/		
			1・2・3				/		
			1・2・3				/		
			1・2・3				/		
			1・2・3				/		
			1・2・3				/		
			1・2・3				/		
			1・2・3				/		
			1・2・3				/		
			1・2・3				/		
			1・2・3				/		
			1・2・3				/		
			1・2・3				/		
			1・2・3				/		
			1・2・3				/		
			1・2・3				/		
			1・2・3				/		
			1・2・3				/		
			1・2・3				/		
			1・2・3				/		
			1・2・3				/		
			1・2・3				/		
			1・2・3				/		
			1・2・3				/		

（注）飛行区分は、1 消防防災業務 2 自隊訓練 3 その他（一般行政活動等）であり、該当する番号に○印をつけること。

様式第 3 号（第 1 7 条第 2 項関係）

徳島県消防防災ヘリコプター週間運航計画

月

日	曜	運航内容	飛行時間	飛行空域	備 考
備考					

総括管理者 殿

徳島県消防防災航空隊事務所長

徳島県消防防災ヘリコプター週間運航実績報告書

月	日	曜日	運航種別	運航時間	運 航 の 内 容
		月			
		火			
		水			
		木			
		金			
		土			
		日			
備 考					

年 月 日

総括管理者 殿

徳島県消防防災航空隊事務所長

徳島県消防防災ヘリコプター月間運航実績報告書

月 別			年												計		
			4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月			
緊急運航	救 急 活 動	件 数															
		飛行時間															
	救 助 活 動	件 数															
		飛行時間															
	災害応急活 動	件 数															
		飛行時間															
	火災防抑活 動	件 数															
		飛行時間															
	広域災害応援活動	件 数															
		飛行時間															
通常運航	災害予防活 動	件 数															
		飛行時間															
	自隊業務活 動	件 数															
		飛行時間															
	一般行政活 動	件 数															
		飛行時間															
	計	件 数															
		飛行時間															
果 計	飛行時間																
運航休止日	日 数																

年 月 日

運航管理者 殿

報告書（運航指揮者）

飛 行 報 告 書

年 月 日	年 月 日 ()		天 候		
任 務					
飛 行 経 路					
操 縦 士 名			整 備 士 名		
出 動 隊 員	航 空 隊 員				
飛 行 時 間	出 発 時 刻	時 分	飛 行 時 間	時 間 分	
	到 着 時 刻	時 分	使 用 燃 料	リットル	
搭 乗 者 及 び 搭 載 物 資	搭 乗 者		搭 載 物 資		
	氏 名	飛 行 時 間	品 名	個 数	重 量
現 地 で の 燃 料 補 給	リットル				
参 考 事 項					

様式第7号（第26条第1項関係）

徳島県消防防災ヘリコプター運航実施計画書

運 航 日	年 月 日 ()		出発予定時刻		時 分		帰着予定時刻		時 分	
運 航 の 目 的	1 通常運航	1 救急活動() 2 救助活動() 3 災害応急活動()								
	2 緊急運航	4 火災防御活動() 5 広域災害応援対策 6 災害予防活動()								
		7 自隊業務活動() 8 一般行政活動 9 その他								
飛 行 経 路										
離 着 陸 場 所										
徳 島 県 消 防 防 災 ヘ リ コ プ タ ー に 搭 乗 す る 者 の 氏 名	航程区分									
	予定時刻	出発時刻	時 分	到着時刻	時 分	出発時刻	時 分	到着時刻	時 分	
	運航指揮者									
	航空隊員									
	操縦士									
	整備士									
	その他の者 (所属・職・氏名・年齢)									
車 両 に 乗 車 す る 者 の 氏 名	(車 名)									
	予定時刻	出発時刻	時 分	到着時刻	時 分	出発時刻	時 分	到着時刻	時 分	
	隊員等の氏名									
	(車 名)									
	予定時刻	出発時刻	時 分	到着時刻	時 分	出発時刻	時 分	到着時刻	時 分	
	隊員等の氏名									
そ の 他	航空機誘導									
各 任 務 及 び 運 航 の 具 体 的 内 容										
使 用 資 機 材										
参 考 事 項										
検 討 事 項										

第 年 月 日 号

総括管理者 危機管理部長 殿

申請者
(担当者 電話)

消防防災ヘリコプター使用年間予定表（ 年度）

徳島県消防防災ヘリコプター運航管理要綱第 3 0 条の規定に基づき、次のとおり申請します。

1 使 用 日 時	
2 使 用 目 的 (内 容)	
3 飛 行 経 路	
4 飛 行 時 間	
5 その他参考となる事項	

（注）上記日時による使用が困難な場合は、別途調整とする。

第 年 月 日 号

総括管理者 危機管理部長 殿

申請者
(担当者 電話)

消防防災ヘリコプター使用月間予定表（ 月分）

徳島県消防防災ヘリコプター運航管理要綱第 3 0 条の規定に基づき、次のとおり申請
します。

1 使用年月日及び 使用時間				
2 使用目的				
3 飛行経路				
4 離着陸場				
5 飛行時間				
6 搭乗者（職・氏名）	職名	氏名	職名	氏名
7 その他参考となる事項				

総括管理者 危機管理部長 殿

申請者
(担当者 電話)

消防防災ヘリコプター使用承認申請書

徳島県消防防災ヘリコプター運航管理要綱第 3 1 条の規定に基づき、次のとおり申請します。

1 使 用 日 時				
2 使 用 目 的				
3 使 用 内 容				
4 飛 行 経 路				
5 離 着 陸 場				
6 搭 乗 者 所 属	職 名	氏 名	年 齢	備 考

(注) 使用に係る事業計画等を添付すること。

第 号
年 月 日

（ 申 請 者 ） 殿

総括管理者 危機管理部長

消防防災ヘリコプター使用承認書

年 月 日付け 第 号で申請のあった消防防災ヘリコプターの使用
については、次のとおり承認する。

- 1 使用日時 年 月 日（ ） 時 分から 時 分まで
- 2 使用目的

2 徳島県消防防災ヘリコプター緊急運航要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、徳島県消防防災ヘリコプター運航管理要綱（以下「運航管理要綱」という。）第20条第4項の規定に基づき、消防防災ヘリコプターの緊急運航（以下「緊急運航」という。）に関して、必要な事項を定めるものとする。

(他の規程との関係)

第2条 緊急運航に関しては、運航管理要綱及び徳島県消防防災ヘリコプター応援協定に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

(緊急運航の要件)

第3条 緊急運航は、原則として次の要件を満たす場合に運航するものとする。

- (1) 公 共 性 地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とするこ
と。
- (2) 緊 急 性 差し迫った必要性があること。
- (3) 非代替性 消防防災ヘリコプター以外に適切な手段がないこと。

(緊急運航の基準)

第4条 緊急運航は、前条の要件を満たし、かつ、次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。

(1) 救急活動

ア 傷病者の搬送

離島、山村等の交通遠隔地から緊急に傷病者の搬送を行う必要がある場合で、救急車で搬送するよりも著しく有効であると認められ、かつ、原則として医師が搭乗できるとき。細部については、別紙「傷病者の搬送の細部基準」のとおり。

イ 医師及び医療機材等の搬送

離島、山村等の交通遠隔地において、緊急医療を行うための医師、機材等を搬送する必要性があると認められるとき。

ウ 傷病者の転院搬送

緊急に高度医療機関へ転院を行う場合で、医師がその必要性を認め、かつ、医師が搭乗できるとき。

エ その他救急活動上、特に、消防防災ヘリコプターによる活動が有効と認められるとき。

(2) 救助活動

ア 水難事故、山岳事故等の搜索、救助

水難事故、山岳事故等における搜索、救助を行う場合で、現地の消防力のみでは対応できないと認められるとき。

イ 中高層建築物火災等の救助

中高層建築物火災等において、地上からの救助が困難で、屋上からの救助が必要

と認められるとき。

ウ 孤立した被災者等の救出

山崩れ等災害により孤立し、緊急に救出が必要と認められるとき。

エ 大規模事故での救助

高速道路等での大規模事故で、救急車での収容、搬送が不可能と認められるとき。

オ その他救助活動上、特に、消防防災ヘリコプターによる活動が有効と認められるとき。

(3) 災害応急活動

ア 被災状況等の調査及び情報の収集等

地震、台風、豪雨、津波等の自然災害又はガス爆発事故、高速道路等での大規模事故における状況の調査、情報の収集等を行うとともに、その状況を監視する必要があると認められるとき。

イ 生活必需品及び復旧資材等の救援物資、人員等の搬送

孤立した被災地等への食料、衣料その他の生活必需品、復旧資材等の救援物資、医薬品、人員等を搬送する必要があると認められるとき。

ウ 災害に関する情報、警報等の伝達等広報

災害に関する情報及び避難勧告・指示等を迅速かつ正確に伝達する必要があると認められるとき。

エ その他災害応急活動上、特に、消防防災ヘリコプターによる活動が有効と認められるとき。

(4) 火災防御活動

ア 林野火災等の消火

地上からの消火活動のみでは消火が困難で、空中からの消火が有効と認められるとき。

イ 消防隊員及び消火資機材等の搬送

大規模林野火災等において、消防隊員及び消火資機材等の搬送手段がないとき、又は消防防災ヘリコプターによる搬送が有効であると認められるとき。

ウ 被害状況等の調査及び情報の収集等

大規模林野火災等における被害状況の把握、情報の収集等を行う必要があると認められるとき。

エ 避難誘導等の広報

大規模火災等において、住民等の避難誘導等を行う必要がある場合に、空中からの広報が有効であると認められるとき。

オ その他火災防御活動上、消防防災ヘリコプターによる活動が有効と認められるとき。

(5) 広域災害応援対策

他府県等との災害応援協定等に基づき応援要請があり、出動する必要があると認められるとき。

(緊急運航の要請)

第5条 緊急運航を要請できる者は、市町村長、消防長及びその他運航管理責任者（消防保安課長）が適当と認めた者（以下「緊急運航の要請者」という。）とする。

- 2 緊急運航の要請は、運航管理者（消防防災航空隊事務所長）に行うものとする。
- 3 緊急運航の要請は、電話にて速報の後、消防防災ヘリコプター緊急運航要請書（様式第1号）により、ファクシミリ、データ送信等を用いて行うものとする。
- 4 運航管理者は、緊急を要し、緊急運航の要請者の要請を待ついとまがないと認めるときは、要請を待たないで、緊急運航をすることができる。

(緊急運航の決定)

第6条 運航管理者は、緊急運航の要請を受けたときは、災害の状況及び現場の気象状況等を確認の上、出動の可否を速やかに決定し、航空消防活動指揮者（以下「運航指揮者」という。）に必要な指示をするとともに、緊急運航の要請者にその旨を回答しなければならない。

- 2 運航安全管理者は、出動の可否や活動中止の判断にあたり、運航管理者に必要な助言をするものとする。
- 3 運航指揮者は、第1項の指示を受けた場合は、直ちに徳島県消防防災ヘリコプター運航実施計画の作成及び飛行前の打合わせを行い、要請内容に対応する出動体制を整えなければならない。
- 4 緊急運航の可否に関して、運航管理者との連絡が速やかに取れないやむを得ない場合は、運航管理責任者が決定するものとする。

(受入れ体制の整備)

第7条 緊急運航の要請者は、消防防災航空隊事務所と密接な連絡を取るとともに、必要に応じ、次の受入れ体制を整えるものとする。

- (1) 離着陸場所の確保及び安全対策
- (2) 傷病者等の搬送先の離着陸場所及び病院等への搬送手配
- (3) 空中消火用資機材、空中消火基地の確保
- (4) その他必要な事項

(報告)

第8条 緊急運航の要請者は、災害等が収束した場合、災害等状況報告書（様式第2号）により、運航管理者に報告するものとする。ただし、緊急運航に係る準備中に災害等が収束し、消防防災ヘリコプターの離陸前に要請解除となった場合は、この限りでない。

- 2 運航指揮者は、緊急運航を行ったときは、緊急運航報告書（様式第3号）を作成し、速やかに運航管理者に報告しなければならない。

附 則

この要領は、平成10年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

別紙（第4条関係）

傷病者の搬送の細部基準

本文第4条、緊急運航の基準第1号 救急活動 ア 傷病者の搬送における、「離島、山村等の交通遠隔地から緊急に傷病者の搬送を行う必要がある場合で、救急車で搬送するよりも著しく有効である」場合は、次の第1から第3までのいずれかに該当する場合とする。

第1 事故等の目撃者等から次の1の各号のいずれかの症例等の119番通報があり、受信した消防本部等の指令課（室）員が2に掲げる地理的条件に該当すると判断した場合

1 症例等

（1）自動車事故

- ア 自動車からの放出
- イ 同乗者の死亡
- ウ 自動車の横転
- エ 車が概ね50センチメートル以上つぶれた事故
- オ 客室が概ね30センチメートル以上つぶれた事故
- カ 歩行者もしくは自転車が、自動車にはねとばされ、又はひき倒された事故

（2）オートバイ事故

- ア 時速35キロメートル程度以上で衝突した事故
- イ 運転手がオートバイから放り出された事故

（3）転落事故

- ア 3階以上の高さからの転落
- イ 山間部での滑落

（4）窒息事故

- ア 溺水
- イ 生き埋め

（5）列車衝突事故

（6）航空機墜落事故

（7）傷害事故（撃たれた事件、刺された事件）

（8）重症が疑われる中毒事故

（9）バイタルサイン

- ア 目を開けさせる（覚醒させる）ためには、大声で呼びかけつつ、痛み刺激（つねる）を与えることを繰り返す必要がある。（ジャパンコーマスケールで30以上）
- イ 脈拍が弱くてかすかにしかふれない、全く脈がないこと
- ウ 呼吸が弱くて止まりそうであること、遠く、浅い呼吸をしていること、呼吸停

止

エ 呼吸障害、呼吸がだんだん苦しくなってきたこと

(10) 外傷

ア 頭部、頸部、軀幹又は、肘もしくは膝関節より近位の四肢の外傷性出血

イ 2か所以上の四肢変形又は四肢（手指、足趾を含む）の切断

ウ 麻痺を伴う肢の外傷

エ 広範囲の熱傷（体の概ね3分の1を超えるやけど、気道熱傷）

オ 意識障害を伴う電撃症（雷や電線事故で意識がない）

カ 意識障害を伴う外傷

(11) 疾病

ア けいれん発作

イ 不穏状態（酔っぱらいのように暴れる状態）

ウ 新たな四肢麻痺の出現

エ 強い痛みの訴え（頭痛、胸痛、腹痛）

2 地理的条件

(1) 事案発生地点がヘリコプターの有効範囲（救急車又は船舶を使用するよりも、ヘリコプターを使用する方が、覚知から病院到着までの時間を短縮できる地域をいい、各消防本部（消防本部を置かない町村を含む）と協議して作成した地図に表示する範囲をいう。）内であること

(2) (1) には該当しないが、諸般の事情（地震、土砂崩れ等によって事案発生地に通じる道路が寸断された場合等）により、ヘリコプター搬送をすると、覚知から病院搬送までの時間を短縮できること

第2 第1に該当しない場合であっても、事案発生地までの距離等により、ヘリコプターを使用すると救急自動車又は船舶を使用するよりも30分以上搬送時間が短縮できる場合

第3 現場の救急隊員から要請がある場合

消防防災ヘリコプター緊急運航要請書

受信日時	年 月 日 時 分		受信者		
1 要請機関及び要請日時	(電話)		発信者		
2 災害の種別	年 月 日 時 分				
3 活動内容	(1) 救急 (2) 救助 (3) 災害応急 (4) 火災防御 (5) 広域応援 調査 広報 撮影 傷病者搬送 空中消火 救急 救助 搬送(種類 数量) その他 ()				
4 発生場所及び発生時刻	(発生場所) 市町村 目 標 (目標が明確となる地図を添付のこと。) 離着陸場 (発生時刻) 年 月 日 時 分頃				
5 現地の気象条件	天候 風向 風速 m/s 気温 ℃ 視界 m 気象警報等 (警報・注意報)				
6 現場指揮者	所属・職・氏名				
7 現場との連絡手段	無線種別 (統制波 主運用波 その他) 現場指揮本部・呼出名 (コールサイン)				
8 要請を必要とする理由	※ 災害の状況、要請する活動の内容、受入体制を記述すること。 救助の場合には、事故の原因、事故の状況、人数等も記述すること。				
9 傷病者搬送の場合	傷病者	氏 名		年齢等	歳 男・女
		氏 名		年齢等	歳 男・女
	症 状				
	着陸場所の目標	出動先	所在地及び目標		
		搬送先	所在地及び目標		
	搭乗者の氏名	医 師		関係者	
		看護師			
	病院への搬送方法	救急車の手配		病院の手配	
	受入病院	所在地		連絡先	
		名 称		(電話)	
	搬送先の消防本部の担当者職・氏名		消防本部 (局) 課 職・氏名 (電話)		
10 必要資機材					
11 他航空機への要請状況	無 有 要請機関名 要請機数 (機)				
12 その他必要事項					

※以下の事項は、消防防災航空隊で出動の可否を決定後、連絡します。

1 使用無線等	無線種別 (統制波 主運用波 その他) 現場指揮本部 (車)・呼出名 (コールサイン)			
2 到着予定時刻	年 月 日 (曜日) 午前・午後 時 分			
3 活動予定時刻	時間 分			
4 燃料の確保	手配必要・手配不要 燃料の量 リットル (ドラム缶 本)			
5 その他必要事項				

第 号
年 月 日

運航管理者

徳島県消防防災航空隊事務所長 殿

要請機関の長

災 害 等 状 況 報 告 書

徳島県消防防災ヘリコプター緊急運航要領第 8 条の規定に基づき、次のとおり報告します。

発 生 日 時		年 月 日 () 時 分
発 生 場 所		
災害等の概要		
対 応 状 況	経 緯	
	出動機関 及び人員	
	出動車両 及び機材	
被 害 の 概 要		(死傷者、救助人員等)
そ の 他 参 考 と な る 事 項		

年 月 日

運航管理者 殿

報告者（運航指揮者）

緊急運航報告書

要 請 機 関 名			
連絡先、職・氏名	電話		
要 請 者		受 信 者	
災 害 種 別	1 救急 2 救助 3 災害応急 4 火災防御 5 広域応援		
発 生 日 時	年 月 日 () 時 分頃		
発 生 場 所 ・ 目 標	場所 目標		
要 請 日 時	月 日 時 分	要請方法	
現 地 の 気 象	天候 風向 風速 m/s 気温 °C 視程 km 雲高 m 警報・注意報		
着 陸 場 所		燃料補給量	
運航指揮者 及び 出 動 隊 員		操縦士及び 整備士	
活 動 内 容		時 刻	所要時間
① 時系列記載			① ~ ②
②			② ~ ③
③			③ ~ ④
④			④ ~ ⑤
⑤			⑤ ~ ⑥
⑥			⑥ ~ ⑦
⑦			⑦ ~ ⑧
⑧			出動～帰隊
消 火	回 リットル	資 機 材 搬 送	回
救 助	回 人	情 報 収 集	回
救 急	回 人	調 査	回
人員搬送	回 人	そ の 他	回

- 1 災害の概要（傷病者の状況）
別紙のとおり。
- 2 活動内容（到着時の状況、状況判断、活動方針、活動内容等）
別紙のとおり。
- 3 特記事項（問題点、反省点等）
別紙のとおり。

(1) 徳島県消防防災ヘリコプターの運航基準(ドクターヘリ機能版)

1 目 的

徳島県と協定を締結した医療機関（以下「協定医療機関」という。）の協力を得て徳島県が行う、医師同乗救急ヘリコプター（以下「救急ヘリ」という。）の運航については、徳島県消防防災ヘリコプター緊急運航要領（以下「緊急運航要領」という。）及び徳島県消防防災ヘリコプターが行う傷病者の搬送に関する運用細則によるものの他、この運航基準に定めるところによる。

2 業 務

救急ヘリの業務は、協定医療機関の医師等が徳島県消防防災ヘリコプターに搭乗し、傷病者の所在地に赴き救急救命処置等を施すとともに、当該患者を医療機関へ搬送するまでの業務とする。

3 救急ヘリの運用

- (1) 救急ヘリ運用は、原則として、徳島県立中央病院の徳島県ドクターヘリ運航管理室（以下「ドクヘリ運航管理室」という。）による調整を経て、出動の要請を受けた場合とする。
- (2) 救急ヘリの運航は、土曜日、日曜日及び祝日並びに12月29日から1月3日までの間を除く、救急ヘリの運航可能期間とする。

4 救急ヘリの出動要請

救急ヘリの出動の要請は、次の各項によるものとする。

- (1) 救急ヘリの出動を要請できる者は、市町村長、消防長、その他運航管理責任者（徳島県消防保安課長）が適当と認めた者とする。
- (2) 救急ヘリの出動要請は、運航管理者（徳島県消防防災航空隊事務所長）に対して行うものとする。
- (3) 前項の要請は、電話にて事前要請の後、消防防災ヘリコプター緊急運航要請書（緊急運航要領様式第1号）により、ファクシミリ等を用いて行うものとする。
- (4) 運航管理者は、緊急を要し、上記要請書を待ついとまがないと認めるときは、要請書を待たないで運航することができる。

5 出動の手順

(1) 119番通報による場合

119番通報に基づき、所管消防本部消防長が必要性を判断し、原則として、ドクヘリ運航管理室の調整を経た後、消防防災航空隊及び医療機関に出動要請する。

(2) 傷病者の状況等による場合

救急隊員又は医師等が当該傷病者の状況等に応じ、その必要性を判断し、原則として、ドクヘリ運航管理室の調整を経た後、所管消防本部を経由し、消防防災航空隊及び協定医療機

関に出動要請する。

(3) 転院搬送の場合

搬送元医療機関の医師がその必要性を認めたときは、原則として、県立中央病院のドクターヘリ搭乗医師の調整を経た後、所管消防本部を経由し、消防防災航空隊及び協定医療機関に出動要請する。

(4) 救急現場での救急ヘリ搬送の適否判断

救急現場におけるドクターヘリによる搬送の適否の判断にあたっては、次の事項を参照するものとする。

- ① 生命の危機が切迫しているか、その可能性がある傷病者であって、ドクターヘリにより治療時間の短縮が期待できる場合。
- ② 重症傷病者又は特殊救急疾患（重症熱傷、多発外傷、四肢切断等）であって長時間搬送が予想される場合。
- ③ 救急現場において、医師による診断・治療を必要とする場合。

6 各機関の調整項目

各機関の調整項目は、次の各項によるものとする。

(1) 市町村・所管消防本部

- ① 救急ヘリによる搬送の可否
- ② 受入医療機関の決定、確認
- ③ 患者の症状及び人数、医師等同乗者の状況、搬送時期（ドクターヘリ到着、出発時間）、搬送区間、携行医療資機材、緊急時の地上支援体制
- ④ 救急ヘリの離着陸場の確保及び離着陸時の安全管理
- ⑤ 現地の気象状況の把握
- ⑥ 救急ヘリとの通信連絡方法
- ⑦ 関係消防本部との連絡調整、救急車の手配
- ⑧ その他

(2) 搬送元医療機関(傷病者の転院搬送の場合)

- ① 救急ヘリによる搬送の可否
搬送する患者は、飛行性能（振動、騒音、気温、気圧、酸素、気流の乱れによる揺れ、重力等）の変化に十分対応できる者であること。
- ② 徳島県立中央病院のドクターヘリ搭乗医師との調整
- ③ 所管消防本部への連絡
- ④ 受入医療機関の決定、連絡
- ⑤ 患者の症状、医師等同乗者の状況、携行医療資機材（大きさ、重量）、搬送時期、緊急時の留意事項等搬送先医療機関への連絡
- ⑥ その他

(3) 協定医療機関

- ① 救急ヘリによる搬送の可否

搬送する患者は、飛行性能（振動、騒音、気温、気圧、酸素、気流の乱れによる揺れ、重力等）の変化に十分対応できる者であること。

- ② 所管消防本部又は搬送元医療機関との連絡調整
- ③ 患者の症状、携行医療資機材（大きさ、重量）、搬送時期、緊急時の留意事項等の把握
- ④ その他

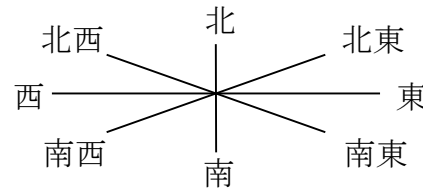
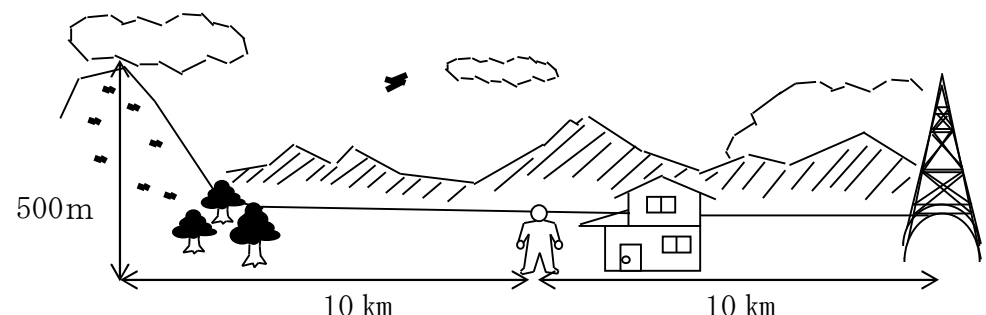
（４）消防防災航空隊

- ① 救急ヘリによる飛行の可否
- ② 患者の症状及び人数、医師等同乗者の状況、搬送時期（ドクターヘリ離陸、到着時間）、搬送区間、携行医療資機材
- ③ 協定医療機関及び受入医療機関への確認
- ④ その他

7 この運航基準に定めない事項については、その都度運航管理責任者が決定するものとする。

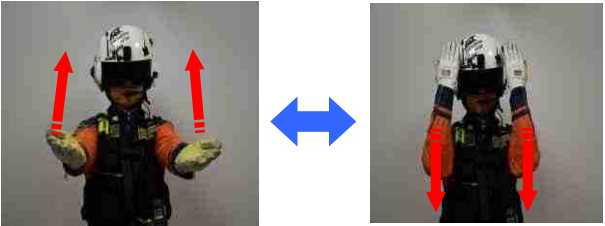
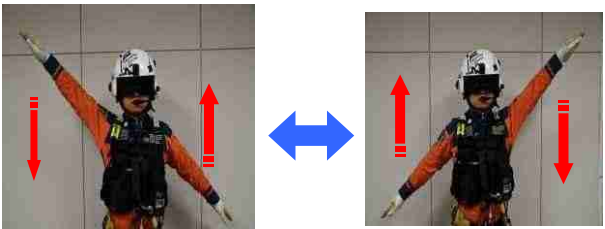
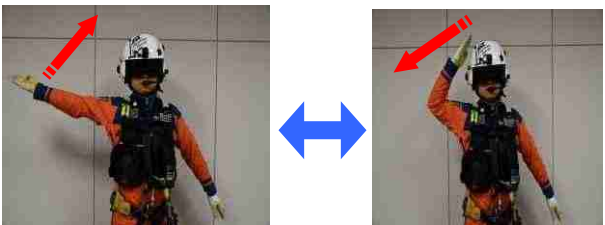
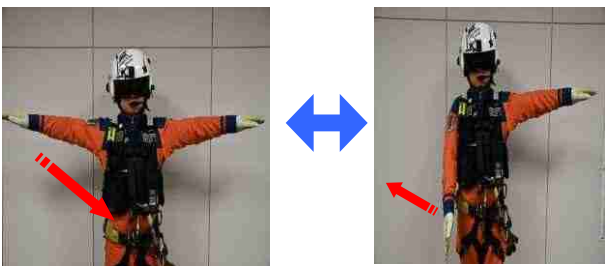
8 この運航基準は、平成 24 年 10 月 9 日から適用する。

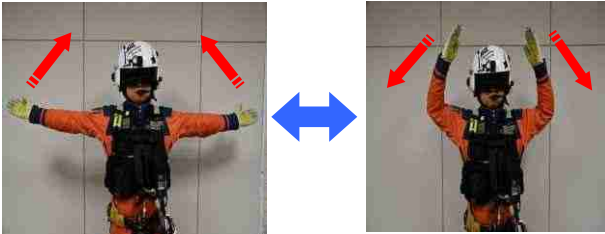
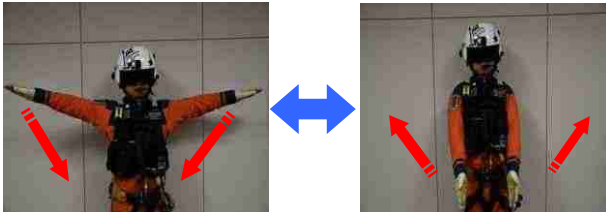
(2) 運航に必要な気象条件の観測通報要領

観測項目		通報単位	通 報 要 領			
			通 報 の 一 例	説 明		
視 程		「km」	「視程約 10km」	観測地点から約 10 km離れている山、塔、建物等が見える。 (視程とは、地（水）平線上、目で見通せる最大距離)		
雲	雲 量	「10 分位」	「雲量約 6／10」	快晴 雲量 1／10 未満 晴 " 1／10～5／10 曇 " 6／10～9／10 本曇 " 10／10		
	高 さ	「m」	「雲の高さ 約 500m」	周辺の山の高さ等を参考にして判定する。		
風	方 向	「8 方向」	「風向南」			
	強 さ	「m」	「風速約 5m」		風力階級	風速 (m/ s)
				静穏煙は真っすぐ昇る	0	0 ～0.3 未満
				煙がなびく	1	0.3 ～1.6 未満
				顔に風を感じる、木の葉が動く	2	1.6 ～3.4 未満
				木の葉や細い小枝がたえず動く	3	3.4 ～5.5 未満
				砂ぼこりが立ち、紙片が舞う	4	5.5 ～8.0 未満
				葉のある灌木が揺れ始め池または沼の水面に波頭が立つ	5	8.0 ～10.8 未満
				大枝が動く、電線がなる	6	10.8 ～13.9 未満
				樹木全体が揺れ、風に向かって歩行困難	7	13.9 ～17.2 未満
小枝が折れる、風に向かって歩けない	8	17.2 ～20.2 未満				
通 報 の 一 例 図						

(3) 誘導手信号要領

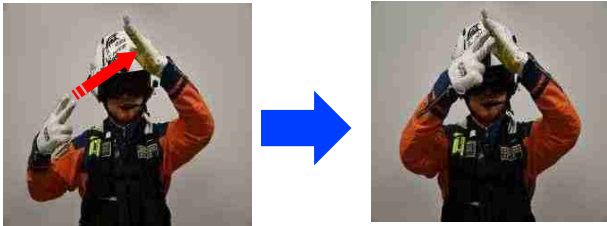
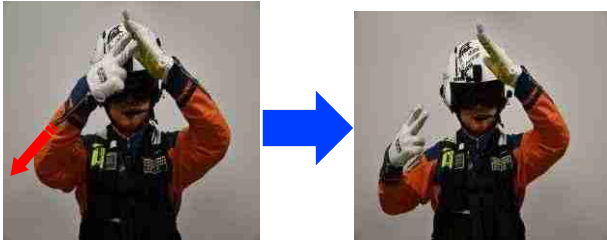
手 信 号 (へ り 誘 導)

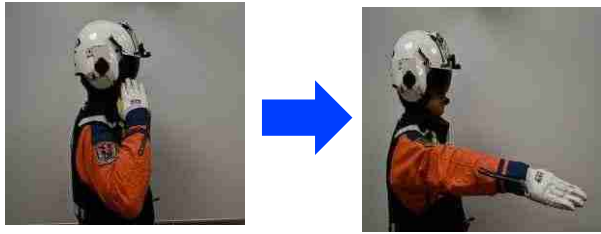
項 目	手 信 号 (写 真)	説 明
進 入 (この位置に)		風を背にして立ち、両腕を広げて上げ(上方45度)、手のひらを機体に対して示す。
前 進		手のひらを上に向け両腕を体前方水平に伸ばし、肘から先のみを前後に振る。
後 退		両腕を伸ばし、片方の腕を上45度、逆の腕を下45度に、手は開き下に向け、両腕を上下する。
旋 回 (図：右旋回)		旋回方向の腕を体側方下45度に伸ばし、逆の腕を体前方に伸ばし肘から先のみを前後に振る。
横 進 (図：右横進)		横進方向の腕を体側方水平(掌下向き)に伸ばし、逆の腕を体側方水平位置から横進方向に水平に振る。
停 止		両腕を体側方水平に上げ、肘から先を垂直になるよう上に曲げ、手のひらを機体に対して示す。

項 目	手 信 号 (写 真)	説 明
空中停止		両腕を体側方水平に伸ばし、両拳を握る。
上 昇		両腕を体側方水平に伸ばし掌を上に向ける。 両腕を同時に上げる下げる動作を繰り返す。 ※振り幅は概ね水平から垂直
降 下		両腕を体側方水平に伸ばし掌を下に向ける。 両腕を同時に下げる上げる動作を繰り返す。 ※振り幅は概ね水平から垂直

注：両手で示す手信号以外は、右手を原則とする。

手 信 号 (その他共通)

項 目	手 信 号 (写 真)	説 明
電源接続		右手の人差し指と中指を立て、顔の前で左掌と直角に合わせる。
電源離脱		顔の前で直角に合わせた左掌と右手人差し指と中指を離す。
エンジン始動		左手の指でエンジン番号を示す。 右手の指を立て肘を支点に腕を回転させる。

項 目	手 信 号 (写 真)	説 明
よし・了解		手を握り、親指を立てた状態で相手に対して示す。
待 て		手を前方（約 45 度）に上げ掌を相手に示す。
集 ま れ		右腕を垂直に上げ、掌を相手に示す。
点検・確認		人差し指で自分の目を指し、次いで点検するもの(箇所)を指す。
エンジン停止		首元に手を当て切る動作をする。
や め		両手を体前方で交差

注：両手で示す手信号以外は、右手を原則とする。

3 緊急用務空域の指定に係る事務マニュアル

1 目的

このマニュアルは、徳島県内で規模の大きい災害等が発生し、徳島県消防防災航空隊（以下「航空隊」という。）において複数の消防防災ヘリコプター等（以下「ヘリ等」という。）の飛行の安全を確保するため、緊急用務空域を指定するために必要な事務手続を定めるものとする。

2 用語の定義

このマニュアルにおいて使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 無人航空機（以下「ドローン等」という。）

航空の用に供することができる飛行機、回転翼航空機、滑空機、飛行船その他政令で定める機器であつて構造上人が乗ることができないもののうち、遠隔操作又は自動操縦（プログラムにより自動的に操縦を行うことをいう。）により飛行させることができるもの（その重量がその他の事由を勘案してその飛行により航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全が損なわれるおそれがないものとして国土交通省令で定めるものを除く。）をいう。

(2) 緊急用務者

国土交通省、防衛省、警察庁、都道府県警察、又は地方公共団体の消防機関等の関係機関をいう。

(3) 緊急用務空域

上記(2)に記載する機関が使用するヘリ等を用いて実施する搜索、救助その他の緊急用務を実施する場合に、ヘリ等の安全を確保する必要があるものとして国土交通大臣が指定する空域をいう。

3 緊急用務空域の指定を検討する基準

- (1) 災害等で複数のヘリ等が活動する場合
- (2) ドローン等の飛行が予測される場合
- (3) その他災害等の状況や活動内容に応じて指定の必要があると判断した場合

4 緊急用務空域の指定する場合の手続

航空隊は、災害等に際し、搜索、救助その他の緊急用務を行うヘリ等の安全を確保するため、緊急用務空域を指定の必要があると判断した場合、徳島県危機管理部消防保安課（以下「消防保安課」という。）に報告するものとする。

併せて常設窓口である消防保安課を通じ関係機関と必要な事項を調整し、下記に連絡事項を電子メールにより送信後、電話により緊急用務空域の指定を依頼するものとする。

なお、緊急用務空域と指定する範囲及び高度は、可能な限り明確にかつ必要最小限度で提示すること。

(1) 連絡先

国土交通省航空局 安全部安全政策課・無人航空機安全課

依頼用メールアドレス (hqt-cab-laf-rep@gxb.mlit.go.jp)

【平日 9:00～17:00】代表 03-5253-8111 (内線 48687、48675)

【上記以外】080-2181-4169、080-8853-9311

(2) 連絡事項 (別紙様式参照)

ア 緊急用務空域の指定を検討・依頼する理由

イ 緊急用務空域として指定を検討・依頼する範囲及び高度

ウ 緊急用務空域の指定を検討・依頼する期間

エ 国土交通省航空局と連絡調整が可能な窓口 (担当部署、連絡先等)

(3) 留意事項

ア 緊急用務空域として指定する範囲及び高度について

(ア) 緯度・経度により指定した中心点から半径〇km、緯度・経度により指定した複数の地点を多角形で結び範囲を明確に示すこと。

(イ) 高度の設定は必須としない。

(ウ) 図面を添付すること。

イ 緊急用務空域の指定を検討・依頼する期間について

始期を「可及的速やかに」、終期を「別途通知するまで」等も可とする。ただし、依頼に基づき緊急用務空域が指定され、緊急用務を行うへり等の活動終了の目処が立った時点で、可能な限り速やかに期間の終了予定日 (時間) を連絡する。

5 緊急用務空域を変更、解除する場合の処置

航空隊は、指定した緊急用務空域の規模・期間等が適切あることを適宜確認するとともに、安全を確保する必要がある空域を縮小、移動等し緊急用務空域の規模・期間等を変更する必要がある場合は、上記4の「緊急用務空域を指定する場合の手続」を準用することとし、緊急用務が終了又は緊急用空域を解除する必要がある場合も同様とする。

6 国土交通大臣の指定及び公示

上記4の依頼により緊急用務空域を指定した場合、国土交通省航空局から以下のインターネットアドレス及び形式により公示されるとともに、全ての緊急用務者に対して情報共有が実施される。

(1) 公示する場所

インターネットアドレス

https://www.mlit.go.jp/koku/koku/_tk10_000003.html)

(2) 公示する形式（例）

公示日時：xx 年 xx 月 xx 日 xx 時 xx 分

公示管理者：国土交通省航空局

公示管理番号：xx 年緊急用務空域公示第 zzzz 号

公示本文：次のとおり航空法第 132 条の八十五第 1 号の規定により緊急用務空域第 xxxx 号を
指定/変更/解除する。

A) 関係都道府県：○○県、○○県及び○○県

B) 開始：xx 年 xx 月 xx 日 xx 時 xx 分

C) 終了：別途通知するまで

D) 時間帯：日の出/日の入り、0800/1800、24 時間 等

E) 区域：北緯 xx 度 xx 分 xx 秒 東経 xxx 度 xx 分 xx 秒から x km の範囲 等

F) 下限高度：指定なし 等

G) 上限高度：指定なし 等

7 緊急用務空域が指定、変更及び解除された場合の周知方法

国土交通大臣により緊急用務空域が指定等され公示された場合、航空隊は SNS（ソーシャルネットワークングサービス）などのソーシャルメディアを活用し、緊急用務空域が指定等された旨を周知するとともに、同空域周辺の住人に対して緊急用務空域が指定等された旨の広報を関係機関に対して依頼するものとする。

8 緊急用務空域におけるドローン等の飛行許可申請があった場合の処置

緊急用務空域においてドローン等の飛行を行おうとする者（災害等の報道取材やインフラ点検・保守など、緊急用務空域の指定の変更又は解除を待たずして飛行させることが真に必要と認められる者）から、国土交通省地方航空局空港事務所（大阪航空局徳島空港事務所）に飛行許可申請があった場合、常設窓口である消防保安課（088-621-2109）に通報があるとともに、同時に同課から航空隊にドローン等の飛行の可否又は影響（飛行可能時間及び飛行可能範囲）について問合せが行われるため、災害状況や活動状況を勘案し、その飛行の可否等について回答するものとする。

※ 結果、消防保安課から回答を受けた国土交通省地方航空局空港事務所（大阪航空局徳島空港事務所）は、確認結果を踏まえて飛行の可否及び影響を判断し、その結果を申請者に通知するとともに、各都道府県の常設窓口へ通知される。

(記 入 例)

国土交通省航空局
安全部安全政策課長 殿
安全部無人航空機安全課長 殿

徳島県危機管理部
消防保安課長

緊急用務空域の指定について（依頼）

〇〇年〇〇月〇〇日未明に発生した〇〇地震に伴い、被災地周辺空域を飛行する航空機の安全確保のため、下記の日時及び範囲において緊急用務空域を指定していただきますようお願いいたします。

1 指定を検討・依頼する理由

〇〇月〇〇日未明に発生した〇〇地震の被災者の捜索・救助を目的として、航空機を飛行させる可能性があるため。

2 緊急用務空域として指定を検討・依頼する範囲及び高度

〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号 対象物名

（北緯〇〇度〇〇分〇〇秒 東経〇〇〇度〇〇分〇〇秒）から半径〇km

3 指定を検討・依頼する期間

〇〇年〇〇月〇〇日 日の出から日の入りまで

または

（始期）可及的速やかに （終期）別途通知するまで

4 指定空域図面

別添参照

徳島県消防防災航空隊

担 当 〇〇・〇〇

電 話 088-〇〇〇-〇〇〇〇

ファクシミリ 088-〇〇〇-〇〇〇〇

4 徳島県消防防災ヘリコプターの一般行政利用に関する取扱要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、徳島県消防防災ヘリコプター運航管理要綱（以下「管理要綱」という。）第19条第1項第8号に規定する一般行政活動に、消防防災ヘリコプター（以下「航空機」という。）を使用する場合の利用基準について、必要な事項を定めるものとする。

(利用の原則)

第2条 航空機を一般行政活動で使用する時間数は、年間（年度）30時間程度とする。

2 航空機を一般行政活動に使用中、管理要綱第20条の緊急運航を要する事態が生じた場合には、当該緊急運航を優先させるものとする。

(利用計画の作成)

第3条 航空機を一般行政活動に使用しようとする庁内各課（室）長（企業局、各種委員会等を含む。以下「課長等」という。）は、管理要綱第30条の規定に基づき、翌年度の消防防災ヘリコプター使用年間予定表を、2月末日までに作成し、総括管理者に提出するものとする。

2 課長等は、管理要綱第30条及び第31条の規定に基づき、消防防災ヘリコプター使用月間予定表を使用月の前々月の末日までに、消防防災ヘリコプター使用申請書を使用する日の15日前までに、それぞれ提出するものとする。

(利用計画の調整)

第4条 運航管理責任者は、利用計画が提出されたときは、管理要綱第17条に基づく運航計画との調整を行い、その結果を課長等に通知するものとする。

(使用結果の報告)

第5条 運航管理責任者は、月間の運航実績を総括管理者に報告するものとする。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

1 この要領は、平成10年6月1日から施行する。

2 平成10年度の利用計画については、第3条の規定は適用しない。

附 則

この要領は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

5 徳島県消防防災ヘリコプターが市町村等において実施する 防災訓練等に出動する場合の取扱要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、徳島県消防防災ヘリコプター運航管理要綱（以下「管理要綱」という。）第27条第2項の規定に基づき、徳島県消防防災ヘリコプターが市町村及び総括管理者が適当と認める機関（以下「市町村等」という。）の主催する訓練等に出動する場合の出動基準及び申込手続等について、必要な事項を定めるものとする。

(出動基準)

第2条 この要領に基づく、消防防災ヘリコプターの出動は、市町村等が主催する防災訓練及び消防訓練（以下「防災訓練等」という。）とする。

2 消防防災ヘリコプターによる訓練は、救急活動訓練、救助活動訓練、災害応急対策活動訓練及び火災防御活動訓練とし、原則として2種目以内とする。

(申請手続)

第3条 防災訓練等に消防防災ヘリコプターの参加を希望する市町村等の長は、訓練日の属する月の3か月前までに別紙「徳島県消防防災ヘリコプター防災訓練等出動申込書」に防災訓練等の計画書を添えて総括管理者に申請する。

ただし、消防機関が単独で実施する防災訓練等の場合にあつては、この限りでない。

(出動の決定)

第4条 総括管理者は、上記の申込書が提出されたときは、管理要綱第17条の規定に基づく運航計画及び他の訓練等との調整並びに訓練場所の飛行条件の調査を行った上、出動の可否を決定し、その結果を市町村等の長に通知する。

2 総括管理者は、前項の通知をする場合、必要な条件を付けることができる。

(出動の中止等)

第5条 市町村等の防災訓練等への出動又は出動中に管理要綱第20条の規定に基づく緊急運航を要する事態が生じた場合は、訓練の出動を中止又は中断する。

2 当日の気象条件が消防防災ヘリコプターの運航に適さない場合には、消防防災ヘリコプターを使用する訓練の一部又は全部を中止する。

(市町村等の措置)

第6条 市町村等の長は、第4条の出動決定の通知があった場合、次の措置を行うものとする。

(1) 消防防災ヘリコプターの離着陸場所を確保し、航空法施行規則第172条の2に規定する飛行場外離着陸場許可申請に係る場外離着陸場の位置図、周辺詳細図、土地使用承諾書を作成の上、訓練日の1か月前までに航空隊事務所に提出する。

(2) 離着陸地帯には所定の標識を設け、散水等必要な措置を講ずる。

- (3) 消防防災ヘリコプターの離着陸に際しては、人員を配置して離着陸地帯及びその周辺への立ち入りを禁止する。
- (4) 消防防災ヘリコプターの離着陸に伴う騒音、砂塵等について、事前に離着陸場周辺住民に理解を得ておくこと。
なお、万一これらの苦情等が発生した場合には、市町村等の責任で処理すること。
- (5) 場外離着陸場確認のため、航空隊が行う事前調査、訓練等に際しては、前第2号から第4号までの規定に係る措置を講ずること。
- (6) 訓練に必要な資機材の借用、陸上輸送が必要な場合には、所要の協力を行うこと。

(訓練に伴う事故)

第7条 消防防災ヘリコプターの運航上の事故を除き、市長村等の重大な過失により訓練参加者及び第三者に損害を与えた事故については、県は責任を負わないものとする。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成10年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

(別 紙)

第 号
年 月 日

総括管理者 危機管理部長 殿

申請団体名
職 氏 名

徳島県消防防災ヘリコプター防災訓練等出動申込書

別添の防災訓練実施計画により防災訓練を実施しますので、次のとおり、徳島県消防防災ヘリコプターの出動を申請します。

主 催 者		(担当者氏名 電話)	
防 災 (消 防) 訓 練 の 名 称			
航 空 隊 の 出 動 希 望 日 時		月 日 () 時 分から 時 分まで (飛行予定時間 分)	
出 動 場 所 (施 設 名)			
希望する訓練内容	種目	1 救急活動 2 救助活動 3 災害応急対策活動 4 火災防御活動	
	内容	1 救急搬送 2 救助救出 3 緊急物資等輸送 4 火災消火 5 広 報 6 状況調査	
場 外 離 着 陸 場 予 定 地		場 所 施設名	
林野火災消火訓練を行う 場所、給水場所の所在地 名 称、流 速、水 深 等			
そ の 他			

※場外離着陸場の状況が分かる地図、写真等を添付すること。

第 3 安 全 基 準 等

1 運 航 に 必 要 な 気 象 条 件

ヘリコプターは、通常、有視界飛行方式で飛行しています。

この飛行方式は、パイロットが地上又は洋上の地形、川、鉄道、海岸線、島などを目印に、自分の目で現在の位置及び進路を確認しながら、飛行経路を選定して、目的地へ飛行する方法です。

このため、気象条件が悪く見通しが利かないときは、飛行することはできません。

このように気象条件は、ヘリコプターの安全運航のためには大変重要な要素です。

視程障害をおこす雨、雪、霧、みぞれ、もや、スモッグ、砂塵、あられ、ひょう等の現象は、ヘリコプターの運航にあたって視界を妨げ、有視界飛行ができなくなります。

災害現場において、ヘリコプターが安全に飛行できる気象条件は、次のとおりです。

区 分	気 象 条 件
地表又は水面における見通し距離	約 3 キロメートル 以上
地表又は水面からの雲の高さ	約 300 メートル 以上
風速	約 15 メートル／秒 以下

なお、航空法では、有視界飛行ができる気象状態を視程と雲の状況によって定めており、その概要は次表のとおりです。

1 飛行中の気象条件

飛行高度	航空機の区分	気 象 条 件			
		飛行視程 (m)	航空機から雲までの垂直距離		航空機から雲までの 水平距離 (m)
			上方(m)	下方(m)	
3,000m以上		8,000	300	300	1,500
3,000m未満	航空交通管制区又は航空交通管制圏を飛行	5,000	150	300	600
	航空交通管制区及び航空交通管制圏以外を飛行	1,500	150	300	600
地 表 又 は 水 面 か ら 300m 以下	航空交通管制区及び航空交通管制圏以外を飛行	1,500	航空機が雲から離れて飛行でき、かつ、操縦士が地表又は水面を引き続き視認することができる気象状態		
			※ 他の物件との衝突を避けることができる高度で飛行するヘリコプターについては除く。		

2 離着陸の気象条件

区 分	気 象 状 態	
	地上視程	地上又は水面からの雲高
航空交通管制圏又は航空交通情報圏にある飛行場において、離陸又は着陸しようとする場合	5,000 (m)	300 (m)
	(1,500 m)	(雲から離れて飛行し、引き続き視認できること。)

(注) 地上視程欄の () 内は、特別有視界飛行による条件を示す。

備考1 航空交通管制区（以下「管制区」という。）とは、地表又は水面から200メートル以上の高さの空域であって、航空交通の安全のために国土交通大臣が告示で指定するものをいう。（航空法（以下「法」という。）第2条）

2 航空交通管制圏（以下「管制圏」という。）とは、国土交通大臣が告示で指定する飛行場及びその付近の上空の空域であって、飛行場及びその上空における航空交通の安全のために国土交通大臣が告示で指定するものをいう。（法第2条）

3 航空交通情報圏（以下「情報圏」という。）とは、管制圏を指定されていない飛行場のうち国土交通大臣が告示で指定するもの及びその付近の上空の空域であって、飛行場及びその上空における航空交通の安全のために国土交通大臣が告示で指定するものをいう。

4 航空機は計器飛行状態（視程及び雲の状況を考慮して国土交通省令で定める視界上不良な気象状態）においては、管制区、管制圏又は情報圏にあっては計器飛行により飛行しなければならない、その他の空域にあっては飛行してはならない。ただし、予測することができない急激な天候の悪化その他のやむを得ない事由がある場合又は国土交通大臣の許可を受けた場合は、この限りではない、と定められており、この場合の飛行を特別有視界飛行という。

特別有視界飛行の場合は、次のとおり気象状態等の基準が定められている。

①雲から離れて飛行すること。

②飛行視程を1, 500メートル以上に維持して飛行すること。

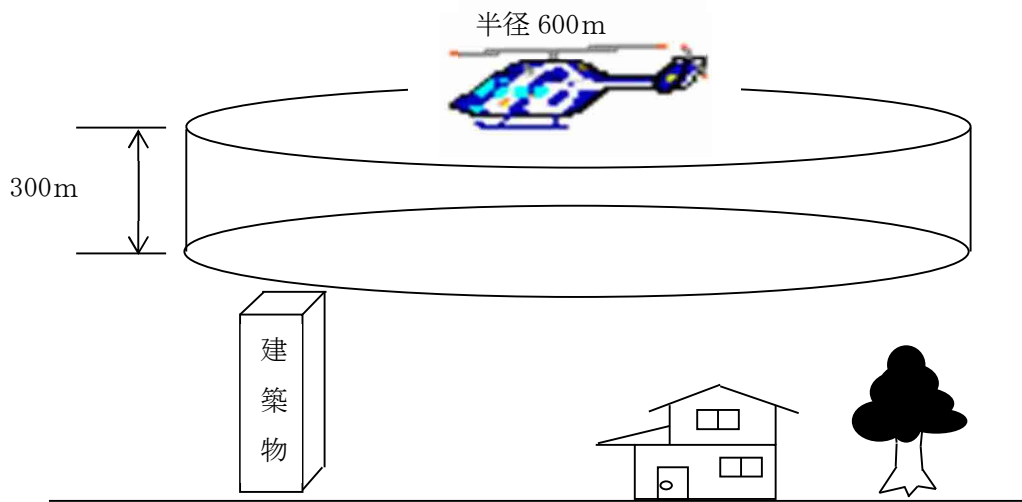
③地表又は水面を引き続き視認できる状態で飛行すること。

（法第2条、第94条、規則第198条の4）

2 航空法に基づくヘリコプターの最低安全基準

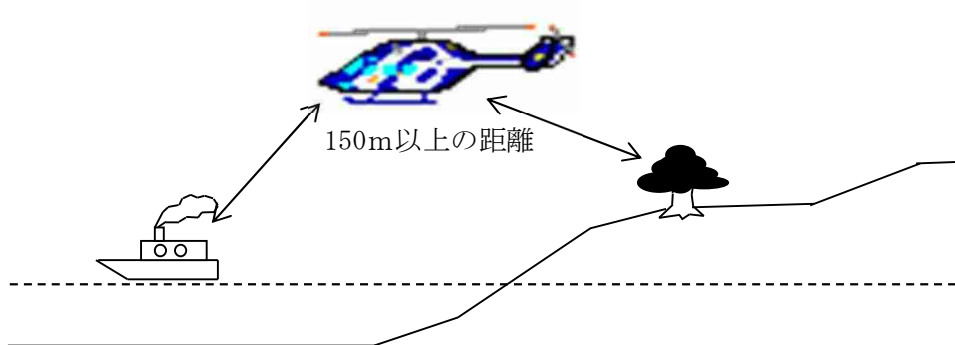
1 人又は家屋の密集している地域の上空

(ヘリコプターを中心として水平距離 600m の範囲内の最も高い障害物の上端から 300m の高度)



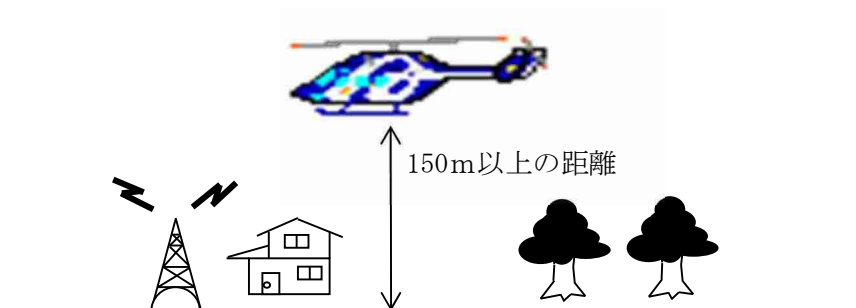
2 人又は家屋のない地域及び広い水面の上空

(地上又は水上の物件等から 150m 以上の距離を保って飛行することのできる高度)



3 1、2 の地域以外の地域の上空

(地表面又は水面から 150m 以上の高度)



3 場外離着陸場の設置基準等

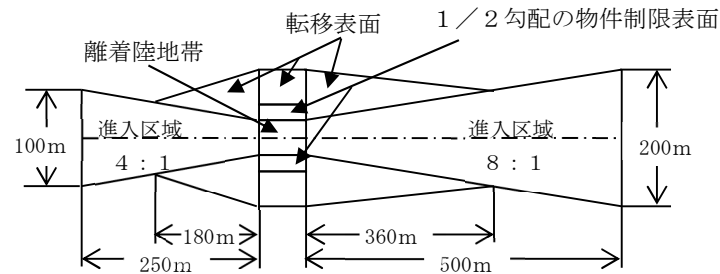
1 飛行場外離着陸場

種 別		一 般 離 着 陸 場	特殊地域離着陸場	防災対応離着陸場
定 義		二地点間旅客輸送以外の用に供する一般の離着陸場における場合。	山岳地、農地その他離着陸経路下に人、又は物件のない地域における場合であつて、次の条件を全て満たすもの。 ①ヘリコプターを使用しなければ業務の遂行が不可能又は著しく困難であり、業務を行う者以外が搭乗しない運航又はそのための訓練であること。 ②地面効果外ホバリング重量の 95%以下の重量で運航すること。 ③事業用操縦士以上による運航であること。	災害時において緊急輸送等に使用する離着陸場における場合であつて、次の条件を全て満たすもの。 ①災害時における緊急輸送活動のための物資、人員等の輸送又はそのための訓練であること。 ②地面効果外ホバリング重量の 95%以下の重量で運航すること。 ③事業用操縦士以上による運航であること。
離 着 陸 地 帯	位置及び方向	地上又は水上の人又は物件に対し、危害を与えない場所に不時着可能な離着陸経路が設定できるよう選定されていること。	地上又は水上の人又は物件の上空を飛行しない離着陸経路が設定できるよう選定されていること。	原則として地上に設定。やむを得ない場合は高さ 15 メートル以下の仮想離着陸地帯を設定することが出来る。
	長 さ	使用機の全長以上。	使用機の全長以上。	使用機の全長+20m 以上。全長 20m 以上の使用機については全長の 2 倍以上。
	幅	使用機の全幅以上。	長さに同じ。	長さに同じ。
	最大縦断勾配	5 %	5 %	5 %
	最大横断勾配	5 %	5 %	5 %
	表 面	十分に平坦であり、使用機運航に十分耐える強度。	十分に平坦であり、接地帯以外の部分は仮想表面とすることができるが、接地帯の最高点を含む水平面の上に出る物件がないこと。	接地点を除き、約 30cm 程度までの高さを限度として出来るだけ平坦であること。

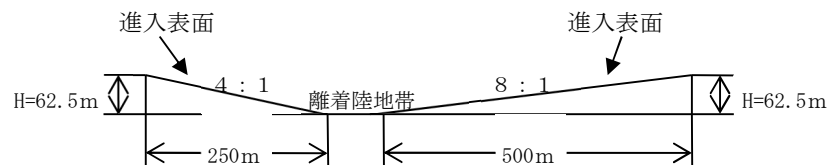
種 別		一 般 離 着 陸 場	特殊地域離着陸場	防災対応離着陸場
離着陸地帯	接 地 帯		長さ：使用機の降着装置の長さの2倍以上。 幅：使用機の降着装置の幅の2倍以上。 強度：使用機運航に十分耐えること。	長さ：使用機の全長以上。 幅：使用機の全長以上。 強度：使用機運航に十分耐えること。
進入区域の長さ・幅		長さ 500m 先端の幅 200m 進入のみの場合 長さ 250m 先端の幅 100m	長さ 250m 先端の幅 100m	長さ 250m 先端の幅 100m
進入表面の勾配		離陸方向：1／8以下 着陸方向：1／4以下	1／4以下	1／4以下
進入・出発経路		90° 以上で交差可能。	90° 以上で交差可能。少なくとも1方向について設定。	90° 以上で交差可能。
転移表面の勾配		高さ 45m まで 1／1 以下。 詳細基準参照。	高さ 5 m まで 1／2 以下。	設定しなくてよい。
水 平 表 面		設定しなくてよい。	設定しなくてよい。	設定しなくてよい。
許可期間（最長）		1 年	1 年	1 年
構築物上の接置可否	建築物上	・離着陸地帯の長さ及び幅はそれぞれ使用機の全長及び全幅の1.2倍以上 ・航空機の脱落防止施設及び燃料の流出防止施設必要。 ・離着陸地帯の表面 最大縦断勾配 2 % 最大横断勾配 2.5 %	可	否
	建築物以外	可	可	否
夜間使用可否（灯火接置前提）		可	仮想表面を設定した場合、夜間使用不可。	仮想離着陸帯を設定した場合、夜間使用不可。

【回転翼航空機の場合の進入区域、進入表面、転移表面の略図】
(一般離着陸場)

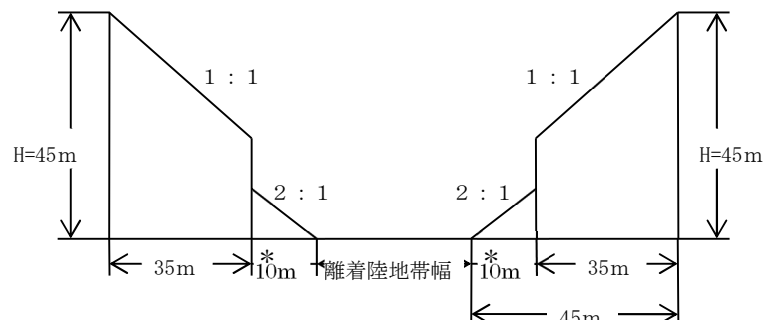
①平面図



②進入表面断面図

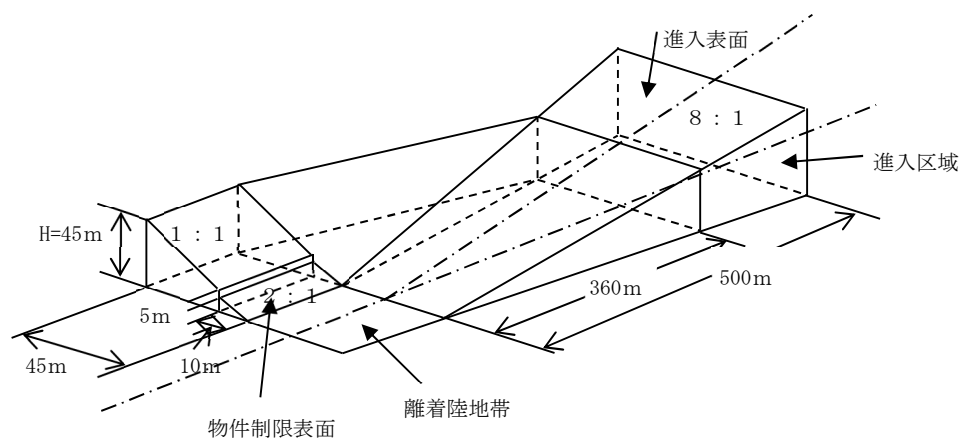


③転移表面断面図



* 離着陸地帯の外側 10 メートルの範囲内に 1 / 2 勾配の表面上に出る高さの物件がない区域

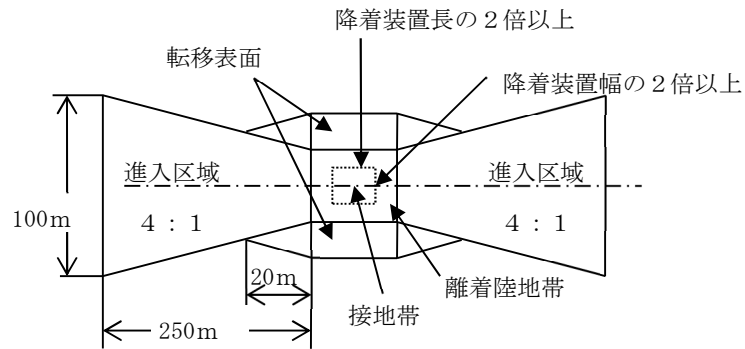
④立体図 (進入表面、転移表面は片側のみを図示)



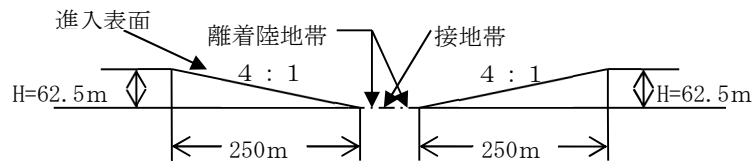
ここに示す進入表面は、転移表面から上に突出する物件があつては飛行の安全が確保できない。

【回転翼航空機の場合の進入区域、進入表面、転移表面の略図】
(特殊地域離着陸場)

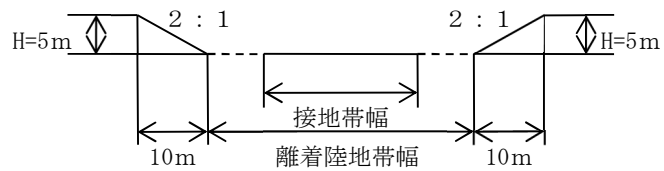
①平面図



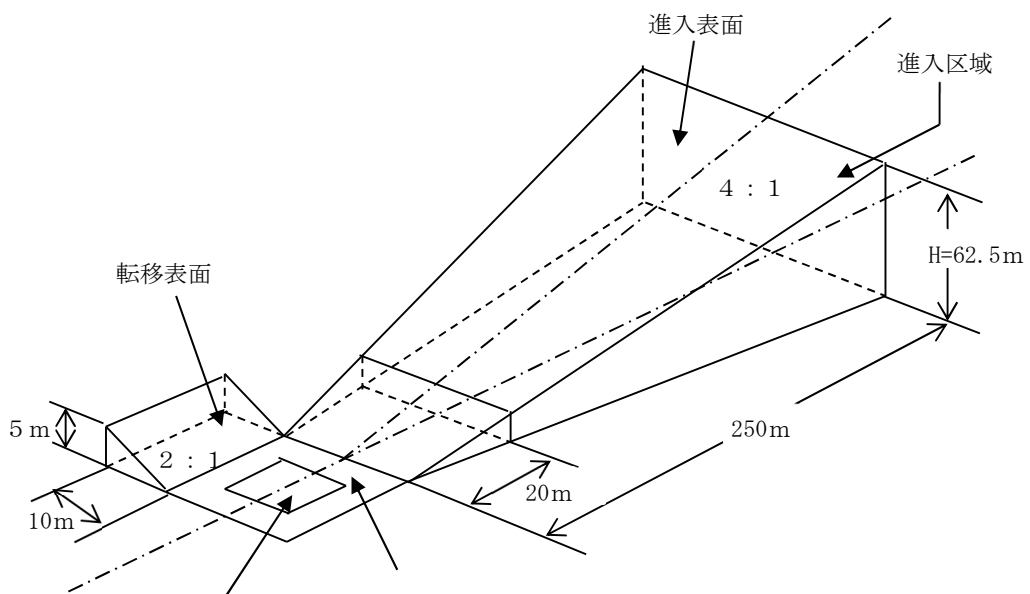
②進入表面断面図



③転移表面断面図

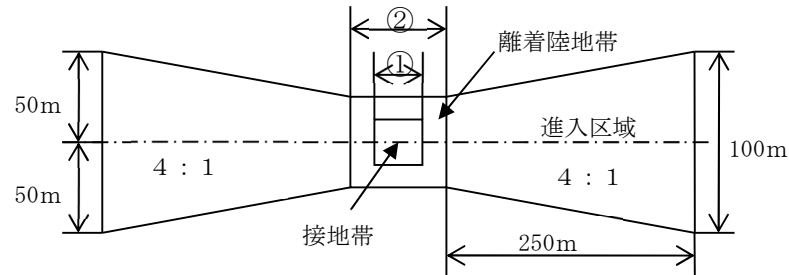


④立体図



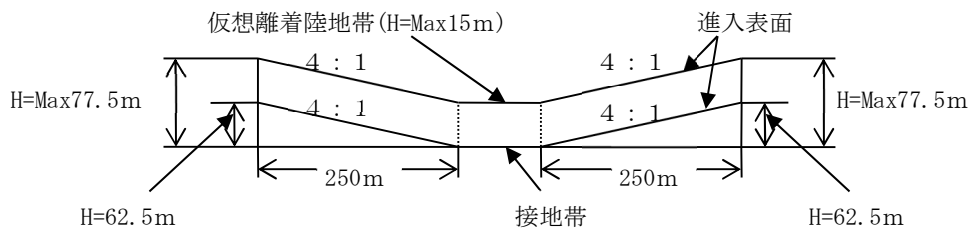
【回転翼航空機の場合の進入区域、進入表面、仮想離着陸地帯の略図】
(防災対応離着陸場)

①平面図



- ①接 地 帯：長さ及び幅は使用機の全長以上の長さとする。
 ②離着陸地帯：長さ及び幅は使用機の全長に 20m 以上を加えた長さとする。
 ＊全長が 20m 以上を越す機材については全長の 2 倍以上の長さとする。
 ＊離着陸地帯は原則として地上に設定する。但し、周囲環境により地上に設定できない場合、障害物の程度により「仮想離着陸地帯」として 15m までの高さを限度に離着陸地帯の上空に設定することができる。

②進入表面断面図



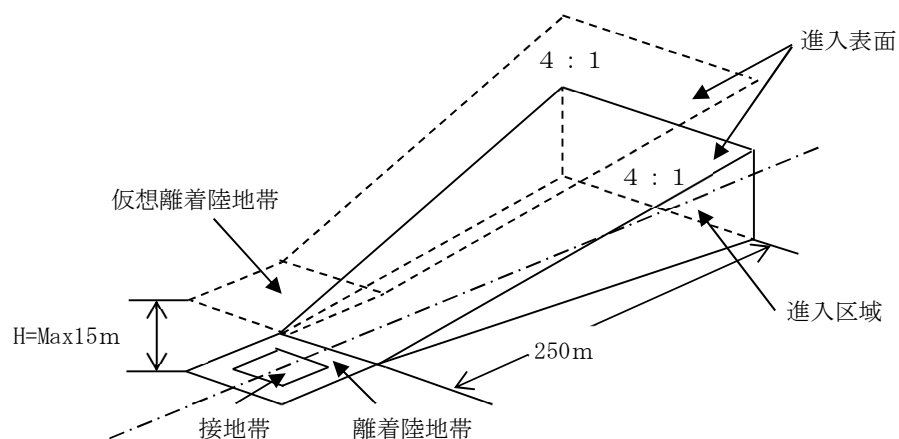
③転移表面断面図

(転移表面は設定せず)



＊接地帯の外側で接地体表面より 30cm を限度として平坦な区域

④立体図



2 緊急時離着陸場

地方公共団体の所有する消防・防災ヘリコプターは、航空法第 81 条の 2（搜索又は救助のための特例）による緊急離着陸が可能である。現行法上、緊急離着陸可能なヘリコプターは、国土交通省、防衛省、警察庁、都道府県警察、地方公共団体の消防機関が使用するヘリコプター又はドクターヘリであって搜索又は救助を任務とするもの及び国土交通省の依頼で搜索又は救助の任にあたるもののみである。特定のヘリコプターが災害時のみ利用できる緊急時離着陸場については、屋上緊急離着陸場と陸上緊急離着陸場に分けられる。

屋上緊急離着陸場については、高層建築物において災害が発生したときにヘリコプターが人命救助活動等を行うための離着陸場が必要となることから、国土交通省が設置を推進し、消防が行う建築同意の際に「高層建築物に関する指導要綱」等により一定の基準を定め設置について指導している。

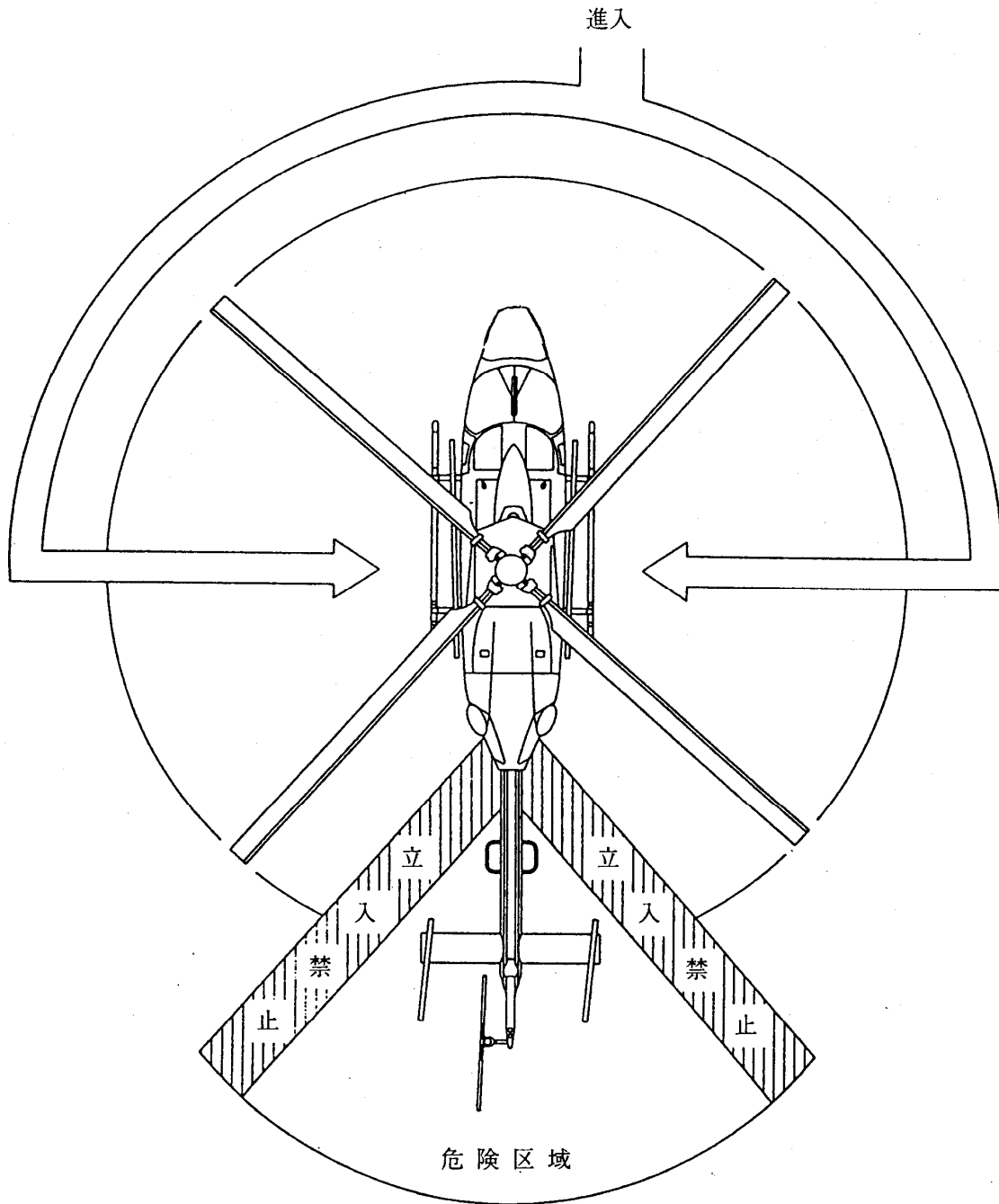
3 自衛隊の離着陸場

自衛隊の離着陸場については、航空法に基づく飛行場として整備されており、現在、各都道府県に概ね 1 か所以上あり、地震等の大規模災害発生時には、自衛隊自らが災害派遣のため、全国各地から応援部隊を受け入れる体制をとることになっている。災害時における自治体ヘリコプター等の自衛隊基地の利用については、平成 8 年 1 月 17 日に総務省消防庁次長と防衛庁（現防衛省）防衛局長との間で、「大規模災害に際しての消防及び自衛隊の相互協力に関する協定」が締結されていることから、自衛隊部隊運用に支障がない限り認められると思われるが、使用航空燃料が異なることなど様々な面での詳細な検討や自衛隊側との協議を行う必要がある。

4 搭乗者の遵守事項

区分	留 意 事 項
搭乗前	○ 機体に近づく時は、航空隊員の指示に従うこと。 ・ 頭上、回転翼に注意。 ・ パイロットの見える範囲内を通ること。 ・ 機体後方へ接近してはならない。 ・ 胴体の下をくぐらない。 ○ 機体から 15m以内では火気厳禁。 ○ 可燃性物質、危険物を機内に持ち込まないこと。 ○ 身体の不調（空腹、鼻づまり、高血圧、薬物の影響等）のときは、事前に航空隊員に申し出ること、またトイレは済ませておくこと。
搭乗中	○ 搭乗中は、すべて運航指揮者の指示に従うこと。 ○ 座席についたら安全ベルトを装着すること。 ○ 機内の機器にみだりに手を触れないこと。 ○ 無線の使用は、あらかじめ打合せてある他は、運航指揮者の指示を受けること。 ○ 機内での喫煙はしないこと。 ○ 機外に絶対物を投げないこと。 ○ 機内では、運航指揮者の指示がないかぎり移動しないこと。 ○ 身体の具合が悪くなったら、速やかに航空隊員に申し出ること。 ○ 搭乗中は酔いを防ぐため、固くならず楽な姿勢をとること。
降機時	○ ヘリコプターが着地しても、航空隊員の指示があるまで安全ベルトをはずしたり、席を立ったりしないこと。 ○ 降りる前に忘れ物がないか確認すること。 ○ 機体から離れるときは、航空隊員の指示に従うこと。 ・ 頭上、回転翼に注意。 ・ パイロットの見える範囲内を通ること。 ・ 機体後方へ接近してはならない。 ・ 胴体の下をくぐらない。

※ 搭乘経路



第 4 装 備 関 係

1 消防防災ヘリコプター「うずしお」の概要

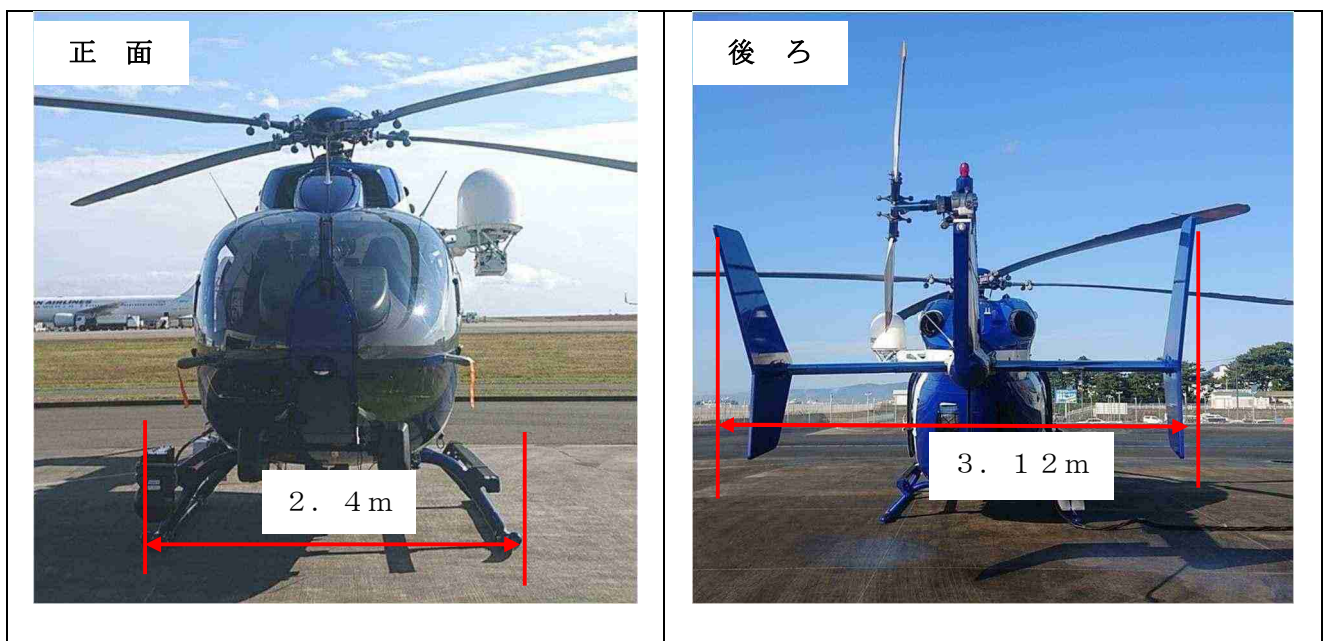
機 種		川崎式BK117C-2型
全 長（メインローターを含む。）		13.03m
全 幅（メインローターを含む。）		11m
全 高（メインローターを含む。）		3.96m
最 大 定 員		11名
全 備 重 量		3,585kg
連 続 最 大 出 力		692馬力×2
燃 料	使 用 燃 料	ジェット燃料A1
	タ ン ク 容 量	866 $\frac{1}{2}$ ℓ（693kg）
巡 航 速 度		約246km/h
最 大 速 度		約269km/h
ホ イ ス ト 能 力		最大荷重249kg ケーブル長90m
最 大 搭 載 担 架 数		1基

- 注：1 平常待機時 ホイストを装備
飛行可能時間 1時間～1時間30分程度
（天候及び飛行目的により変わる。）
- 2 長距離の飛行時（患者搬送等）は、距離に応じて燃料調整を行う。
- 3 飛行目的に応じて、離陸前に装備品（資機材）の取り付け・取り外しを行う。
- 4 ホイスト能力は外気温によって変わる。
摂氏0度以上 249kg 摂氏0度以下227kg

寸 法 図

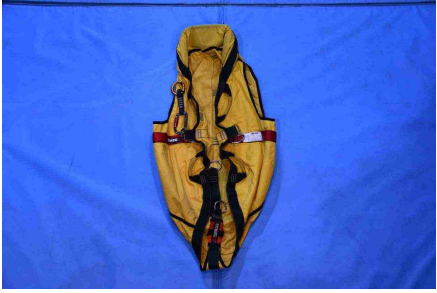
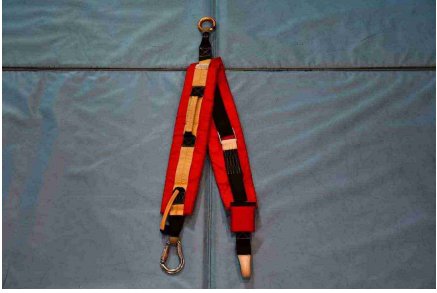
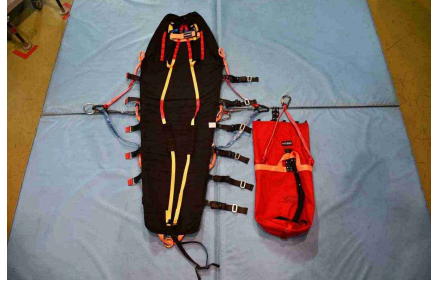


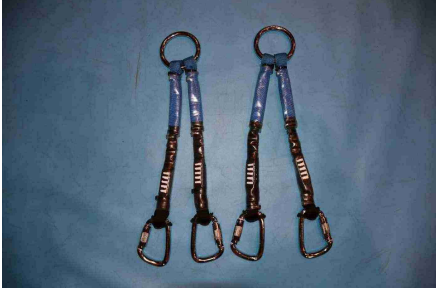
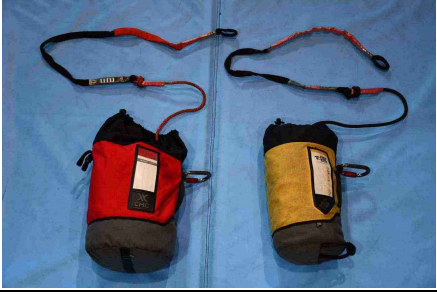
注：ローター直径と全幅は同じ。

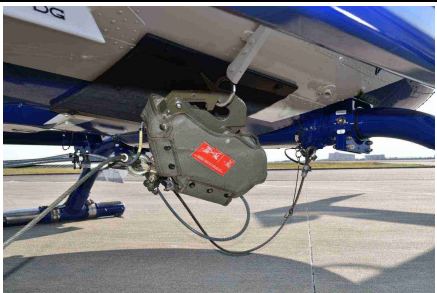
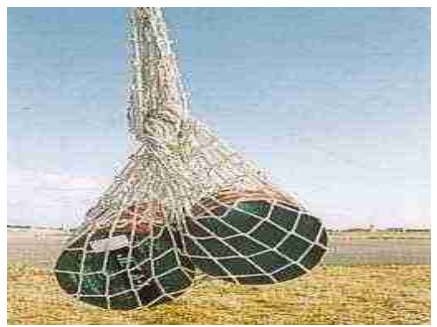


2 活動別主要装備品一覧表

区分	名 称	仕 様 ・ 用 途	備 考
航 空 救 助 用	ホイスト装置	地上から接近できない場所に救助隊員を降下させる、または、要救助者をつり上げる装置 つり上げ能力 2 4 9 kg ケーブル長さ 9 0 m	
	R 1 バッグ	救助現場において降下隊員（R 1）が携行するバッグ P G、H T、要救助者用ヘルメット、応急処置セット等	
	R 2 バッグ	救助現場において降下隊員（R 2）が携行するバッグ 要救助者用ヘルメット、救急資器材等	
	ヘリタック ホットシート (H T)	救助現場において要救助者を縛着し、ホイスト装置によりつり上げ、機内に収容する縛帯 小児から大人まで使用可	

区分	名 称	仕 様 ・ 用 途	備 考
航 空 救 助 用	エバックハーネス (E V)	救助現場において要救助者を縛着し、ホイスト装置によりつり上げ、機内に収容する縛帯	
	レスキュー スリング (R S)	救助現場において要救助者を縛着し、ホイスト装置によりつり上げ、機内に収容する縛帯	
	ピタゴール (P G)	救助現場において要救助者を縛着し、ホイスト装置によりつり上げ、機内に収容する縛帯	
	エンジェル ハーネス (A G)	救助現場において要救助者(小児)を縛着し、ホイスト装置によりつり上げ、機内に収容する縛帯	
	バーティカル ストレッチャー (V S)	救助現場において要救助者を固定・収容し、ホイスト装置によりつり上げ、機内に収容する担架 バックボード対応可	

区分	名 称	仕 様 ・ 用 途	備 考
航 空 救 助 用	消防隊員用 スリング	救助現場においてホイスト 装置により、上空から消防 隊員を投入する際に使用す る資器材	
	ガイドロープ	救助現場において要救助者 をつり上げる際、ダウンウ ォッシュによる回転を抑制 するために取り付ける	
	ホイスト不具合 対応資器材	ホイスト装置に不具合が発 生した際につり下げている 隊員等の落下防止を行うた めの資器材 ラペリングビームに取付使 用 11mm50mロープ、プロ トラクション、カラビナ等 で構成	
	水難資器材一式 (ウェットスーツ)	水難事案発生時に使用 ・ウェットスーツ一式 ・シットハーネス ・救命胴衣・PFD ・フィン・ヘルメット ・ゴーグル、シュノーケル	
	水難資器材一式 (ドライスーツ)	水難事案発生時に使用 ・ドライスーツ一式 ・フルボディーハーネス ・救命胴衣・PFD ・フィン・ヘルメット ・ゴーグル、シュノーケル	

区分	名 称	仕 様 ・ 用 途	備 考
救急搬送用	救急用資器材	傷病者搬送時に使用 ・ ストレッチャー ・ 救急モニター ・ 酸素投与セット ・ A E D ・ 吸引器 ・ A C インバーター(2口) ・ 感染防止資器材等	
物 資 輸 送 用	カーゴフック (機外つり下げ装置)	救援物資等の重量物で、機内に積載できない物をつり下げ輸送する装置 最大つり下げ能力 1, 5 0 0 kg	
	スーパーライン ロープ (つり下げ用ロープ)	ケプラー製のロープでモッコ等をつり下げ、カーゴフックに装着して使用するもの 使用長さ5・10・15m	
	モッコ	災害時の物資で、機内に積載できない重量物等を収納し、カーゴフックに装着して使用するもの モッコ 大・小(2種類) 最大耐荷重量は約1 t 程度	
消火用	消火バケツ (スーパーバケツ)	林野火災時の空中消火において溜池等から水を汲水する容器でカーゴフックに装着して散水するもの 最大容量 6 0 0 ㍓	

区分	名 称	仕 様 ・ 用 途	備 考
消 火 用	消火タンク (ベリータンク)	機体胴体の下面に取り付け、 ボタンで瞬時に水を投下し、 林野火災を消火するもの 取り付けたポンプで溜池等 から吸水を行う 最大積載量 985ℓ	
そ の 他	機 外 カ メ ラ MX-10	ヘリコプターの振動を吸収 し安定した画像を撮影する 防震装置付カメラ 赤外線機能 自動追跡機能	
	ヘリサット 衛星伝送装置 (機内装置)	機外カメラで撮影した目標 物をモニターで確認 上：モニター 下：コントロールユニット	
	ヘリサット 衛星伝送装置 (機外装置)	災害発生時に被災現場を上 空から機外カメラで撮影し た、映像及び音声を衛星に 伝送する装置	
	セッティング プロテクター	軟らかい又は不安定な地盤 の上に着陸する場合に、機 体の沈下を防止	

区分	名 称	仕 様 ・ 用 途	備 考
その 他	G P S 地図情報 表示装置 N M S - 0 1 S	飛行位置を地図上に表示する装置 ・ 気圧高度計との接続により現在高度より高い地形を明確に表示	 5インチディスプレイ設置位置(傾斜モニター)  周辺音威嚇  自機高度より高い地形エリア
	動態管理システム	ヘリの位置情報をイリジウム衛星を中継し地上へ送信する装置 ・ 地上局端末により30秒毎にヘリの動態を確認 ・ ヘリとのメッセージ送受信可能	 地上装置 イリジウム衛星 地上局 表示機 地上局端末 メールサーバ インターネット イリジウムデータウェイ地球局
	機外拡声装置 (広報用)	災害時の避難誘導や地域防災等の一般広報に活用する拡声装置 機体左右に装備 出力 各600W(定格)	
	イリジウム 衛星電話	山間部等での地上との確実な交信が可能 転送速度 2,400bps 周波数帯 1,621.35 ～1,626.5MHz	
	サーチライト S X - 1 6	キセノンアークライト 出力 1,600W 回転範囲 ・ 垂直 70° ・ 水平 90°(左) 30°(右) ・ ビーム角 4°～20°	

第 5 参 考 资 料

1 徳島県消防防災ヘリコプター応援協定

(目 的)

第1条 この協定は、徳島県内の市町村及び消防の一部事務組合（以下「市町村等」という。）が、災害による被害を最小限に防止するため、徳島県が所有する消防防災ヘリコプター（以下「航空機」という。）の応援を求めることについて、必要な事項を定めるものとする。

(協定区域)

第2条 この協定の実施区域は、徳島県全域とする。

(災害の範囲)

第3条 この協定の対象とする災害は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第1条に規定する水火災又は地震等の災害をいう。

(応援要請)

第4条 この協定に基づく応援要請は、災害が発生した市町村等（以下「要請市町村等」という。）の長が、次の各号のいずれかに該当する活動のため、消防防災ヘリの応援を必要と判断した場合に、徳島県知事（以下「知事」という。）に対して行うものとする。

- (1) 災害が他の市町村等に拡大し、又は影響を与えるおそれがあると認める場合
- (2) 要請市町村等の消防力のみによっては、災害防御が著しく困難であると認める場合
- (3) その他救急救助活動等において、緊急性があり、かつ、航空機による活動が最も有効な場合

2 応援要請は、徳島県消防防災航空隊事務所に、電話等により次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害の種別及び被害の状況
- (2) 災害の発生日時及び場所
- (3) 災害現場の気象状況
- (4) 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び連絡方法
- (5) 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (6) 応援に要する資機材の品目及び数量等
- (7) その他必要な事項

(消防防災航空隊の派遣)

第5条 知事は、前条の規定により応援要請を受けたときは、災害現場の気象状況等を確認の上、消防防災航空隊を派遣するものとする。

2 前条の規定による要請に応じることができない場合は、知事は、その旨を速やかに要請市町村等の長に通報するものとする。

(消防防災航空隊の隊員の指揮)

第6条 前条第1項の規定により、第4条第1項各号に定める活動（以下「消防活動」という。）を応援する場合において、災害現場における消防防災航空隊の隊員（以下「隊員」という。）の指揮は、要請市町村等の長の定める災害現場の最高指揮者が行うものとする。

この場合において、航空機に搭乗している指揮者が航空機の運航に重大な支障があると認め

たときは、その旨、最高指揮者に通告するものとする。

（消防活動に従事する場合の特例）

第7条 応援要請に基づき隊員が消防活動に従事する場合には、要請市町村等の長から隊員を派遣している市町村等の長に対し、徳島県市町村消防相互応援協定（以下「相互応援協定」という。）第5条に規定する応援要請があったものとみなす。

（経費負担）

第8条 この協定に基づく応援に要する運航経費は、徳島県（以下「県」という。）が負担するものとする。

2 前条に該当する活動に従事する場合においても、応援に要する運航経費は、相互応援協定第11条の規定にかかわらず、県が負担するものとする。

（その他）

第9条 この規定に定めのない事項は、県及び市町村等が協議して定めるものとする。

（適用）

第10条 この協定は、平成10年4月1日から施行する。

2 消防・防災ヘリコプターの運航不能期間等における相互応援協定

(目 的)

第1条 この協定は、徳島県、香川県、愛媛県及び高知県において、消防・防災ヘリコプター（以下「ヘリ」という。）を使用した消防防災業務に関する相互応援について、必要な事項を定めることを目的とする。

(連絡及び調整)

第2条 各県は、耐空検査等について相互に連絡し、点検スケジュールの調整に努める。

(応援要請)

第3条 この協定に基づく応援要請は、ヘリの出動事案が発生した場合であって、次の各号に掲げる場合に該当するときに行うことができる。ただし、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」(昭和61年5月30日付消防救第61号消防庁次長通知)の対象となる場合にあっては、この限りでない。

- (1) 各県が保有するヘリが耐空検査、各種整備等により運航不能な場合
- (2) 他の用務のため出動できない場合（運航体制を確保できない場合を含む。次号及び第4号において同じ。）
- (3) 保有するヘリのみでは出動事案に対応できない場合
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、特別な事情により要請側と応援側との相互承認がある場合

(応 援)

第4条 前条による応援要請を受けた県は、所掌事務、気象状況、運航体制を確保できない場合等により飛行に支障がある場合を除き応援するものとする。

(応援要請の手続き)

第5条 応援要請に係る手続きは、電話又はファクシミリにより次の事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害の種別及び被害の状況
- (2) 災害の発生日時及び場所
- (3) 災害現場の気象状況
- (4) 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び連絡方法
- (5) 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (6) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (7) その他必要な事項

(応援の中断)

第6条 応援側の都合でヘリを復帰させるべき特別な事態が生じた場合は、応援側の長は要請側に連絡のうえ中断することができる。

(応援の始期及び終期)

第7条 この協定に基づく応援は、ヘリが応援要請を受けてヘリポートを出発したときから始まり、ヘリポートに帰着したときに終了するものとする。ただし、ヘリがヘリポート以外の場所にあるときに、飛行目的を変更して応援に出動すべき命令があったときは、そのときからこの協定による応援は始まったものとする。

2 ヘリがこの協定に基づく出動中に、前条の規定により応援出動が中断され、復帰すべき命令があったときは、そのときをもってこの協定による応援は終了するものとする。

(応援のため出動したヘリの指揮)

第8条 応援出動したヘリの指揮は、要請側の長の定める現場の最高指揮者が行うものとする。

2 当該ヘリに搭乗している指揮者は、活動に当たって前項に規定する現場の最高指揮者と緊密な連絡を取るものとする。

(経費の負担)

第9条 応援に要する派遣職員の給与、ヘリの燃料費（応援先において給油する場合及び応援中に応援先以外に立ち寄って給油する場合を除く。）、消耗品費等の経常経費は、応援側の負担とする。

2 応援中に発生した事故に要する経費のうち、次の各号に掲げるものは要請側の負担とする。ただし、応援側の重大な過失により発生した損害は、応援側の負担とする。

(1) 土地、建物、工作物等に対する補償費

(2) ヘリの損傷に対する諸経費

(3) 一般人の死傷に伴う損害賠償に要する諸経費

3 前項に定める要請側の負担額は、応援側の加入する航空保険により支払われる金額を控除した金額とする。

4 前各項に定めるもの以外に要したその他諸経費の負担については、その都度協議して定めるものとする。

(情報交換)

第10条 各県は、相互に臨時離着陸場等に関する情報交換等を行い、応援出動が円滑に行うことができるよう日頃から努めるものとする。

(その他)

第11条 この協定に関して疑義又は定めのない事項が発生したときは、各県が協議して定めるものとする。

附 則

この協定は、平成12年3月27日から実施する。

附 則

この協定は、令和5年3月1日から実施する。

この協定の締結を証するため、本協定書4通を作成し、各県の知事が記名押印して、それぞれ1通保有する。

令和5年3月1日

徳島県知事

飯 泉 嘉 門

香川県知事

池 田 豊 人

愛媛県知事

中 村 時 広

高知県知事

濱 田 省 司

和歌山県と徳島県の消防防災ヘリコプター運航不能期間等 における相互応援協定

（目的）

第1 条 この協定は、和歌山県（以下「甲」という。）と徳島県（以下「乙」という。）の相互間における、消防防災ヘリコプター（以下「ヘリ」という。）を使用した消防防災業務に関する相互応援について必要な事項を定めることを目的とする。

（耐空検査等の調整）

第2 条 甲と乙は、耐空検査等について相互に連絡し、点検スケジュールを調整するよう努めるものとする。

（応援要請）

第3 条 この協定に基づく応援要請は、甲又は乙がそれぞれ保有するヘリのいずれか一方が耐空検査、整備、その他の事象等により運航不能の場合、又は他の用務のため出動できない場合、若しくは保有するヘリのみでは出動事案に対応できない場合に、ヘリの出動を必要とした県（以下「要請側」という。）が行うものとする。ただし、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」（昭和 61 年 5 月 30 日付消防救第 61 号消防庁次長通知）の対象となる場合を除く。

（応援）

第4 条 前条による応援要請を受けた県（以下「応援側」という。）は、所掌業務、気象状況等により飛行に支障がある場合を除き応援するものとする。

（応援要請の手続き）

第5 条 応援要請の手続きは、電話又はファクシミリにより、次の事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 出動事案の概要
- (2) 必要な応援の内容
- (3) 発生の日時、場所及び状況
- (4) 現場の最高指揮者の所属・職・氏名及び現場との連絡方法
- (5) 現場の気象状況
- (6) ヘリの離着陸場所及び地上支援体制
- (7) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (8) ヘリの給油場所
- (9) その他必要な事項

（応援の中断）

第6 条 応援側の都合でヘリを復帰させるべき特別な事態が生じた場合は、応援側は要請側と協議のうえ応援活動を中断することができる。

（応援の始期及び終期）

第7 条 この協定に基づく応援活動は、応援要請を受けてヘリが基地を出発したときから始ま

り、基地に帰着したときに終了するものとする。ただし、ヘリが基地以外の場所にあるときに、飛行目的を変更して応援に出動すべき命令があったときは、そのときからこの協定に基づく応援活動は始まるものとする。

- 2 前条の規定により応援活動が中断され、復帰すべき命令があったときは、そのときをもってこの協定による応援活動は終了するものとする。

(出動したヘリの連携)

第8条 応援のため出動したヘリは、支援を受けた市町村の消防機関との相互に密接な連携の下に行動するものとする。この場合において、当該ヘリに搭乗している指揮者がヘリの運航に重大な支障があると認めたときは、その旨を要請側の消防機関に通告するものとする。

(経費の負担)

第9条 応援に要する派遣隊員の給与、手当及び旅費並びにヘリの燃料費（応援先において給油する場合を除く。）及び消耗品等の経常経費は応援側の負担とする。

- 2 応援中に発生した事故の処理に要する経費のうち、次の各号に掲げるものは要請側の負担とする。ただし、応援側の重大な過失により発生した損害は、応援側の負担とする。

- (1) 土地、建物、工作物等に対する補償費
- (2) 出動したヘリの損傷に対する諸経費
- (3) 一般人の死傷に伴う損害賠償に要する諸経費

- 3 前項に定める要請側の負担額は、応援側の加入する航空保険により支払われる金額を控除した金額とする。

- 4 第1項から第3項に定めるもの以外に要した経費の負担については、その都度協議して定めるものとする。

(情報交換)

第10条 甲及び乙は、域内の臨時離着陸場等について情報交換等を行い、応援活動が円滑に行うことができるよう日頃から努めるものとする。

(その他)

第11条 この協定に関して疑義又は定めのない事項が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和元年9月1日

甲 和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

乙 徳島県知事 飯 泉 嘉 門

3 大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱

	昭和61年	5月30日	消防救第61号
改正	平成 4年	3月23日	消防救第39号
改正	平成 5年	3月26日	消防救第36号
改正	平成 5年	5月14日	消防救第66号
改正	平成 6年	4月 1日	消防救第45号
改正	平成 7年	6月12日	消防救第83号
改正	平成 8年	6月28日	消防救第127号
改正	平成 8年	11月 7日	消防救第244号
改正	平成 9年	3月19日	消防救第67号
改正	平成10年	3月31日	消防救第47号
改正	平成11年	3月26日	消防救第68号
改正	平成12年	7月26日	消防救第202号
改正	平成12年	12月25日	消防救第316号
改正	平成21年	3月23日	消防応第97号
改正	令和 2年	7月17日	消防広第190号

1 目的

この広域航空消防応援実施要綱（以下「要綱」という。）は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第44条の規定に基づき、大規模特殊災害発生地在市町村が回転翼航空機（以下「ヘリ」という。）を保有する他の都道府県又は他の都道府県に属する市町村によるヘリを用いた消防に関する応援（以下「広域航空消防応援」という。）を要請しようとする場合に、当該応援が円滑かつ迅速に行われるよう要請手続その他必要な事項について定めることを目的とする。

2 用語の定義

(1) 要請側市町村

大規模特殊災害発生地在市町村（常備消防の事務を処理する一部事務組合が設けられている場合は、当該一部事務組合とする。）で、この要綱に基づき広域航空消防応援を要請したもの、又は要請しようとするものをいう。

(2) 要請側都道府県

要請側市町村の属する都道府県をいう。

(3) 応援側市町村

ヘリを保有する市町村（常備消防の事務を処理する一部事務組合が設けられている場合には、当該一部事務組合を含む。以下この号において同じ。）で、この要綱に基づき広域航空消防応援を実施したもの、又は実施しようとするものをいう。

(4) 応援側都道府県

ヘリを保有する都道府県で、この要綱に基づき広域航空消防応援を実施したもの、又は実施しようとするものをいう。

3 対象とする大規模特殊災害

広域航空消防応援の対象となる大規模特殊災害は、次の各号に掲げる災害で、ヘリを使用することが消防

機関の活動にとって極めて有効であると考えられるものとする。

- (1) 大規模な地震、風水害等の自然災害
- (2) 山林、離島等、陸上あるいは海上からの接近が著しく困難な地域での、大規模な火災、災害、事故等
- (3) 高層建築物の火災で、地上からの消火又は救助が困難なもの
- (4) 航空機事故、列車事故等での集団救助救急事故
- (5) その他前記各号に掲げる災害に準ずる災害等

4 広域航空消防応援の種別

広域航空消防応援の種別は、主な任務により次の各号のとおり区分する。

- (1) 調査出場
現場把握、情報収集、指揮支援等のための出場
- (2) 火災出場
消火活動のための出場
- (3) 救助出場
人命救助のための特別な活動を要する場合の出場（これに附随する救急搬送活動を含む。）
- (4) 救急出場
救急搬送のための出場で、特別な人命救助活動を伴わないもの
- (5) 救援出場
救援物資、資機材、人員等の輸送のための出場

5 広域航空消防応援の要請先の決定

要請側市町村の消防長（消防本部を設置していない要請側市町村にあつては、市町村長とする。以下同じ。）は、広域航空消防応援が必要となったときは、ヘリに搭乗可能な特別救助隊、水難救助隊、山岳救助隊（以下「特別救助隊等」という。）の有無及びヘリに搭載可能な救助器具の保有状況等を勘案し、広域航空消防応援の応援側市町村又は応援側都道府県（以下「応援側市町村等」という。）を決定するものとする。

6 市町村がヘリを保有する場合の広域消防応援の要請手続

- (1) 要請側市町村の消防長は、前項の規定に基づき広域航空消防応援の応援側市町村を決定したときは、直ちに当該要請側市町村の長に報告の上、その指示に従って要請側都道府県の知事へ次の事項を明らかにして広域航空消防応援の要請を行うものとする。この場合においては、同時に応援側市町村の消防長へも同様の連絡を行うものとする。
 - ① 応援側市町村
 - ② 要請者・要請日時
 - ③ 災害の発生日時・場所・概要
 - ④ 必要な応援の概要
- (2) 要請側都道府県の知事は、前号の要請があり、かつ必要があると認める場合は、消防庁長官へ要請を行うものとする。
- (3) 消防庁長官は、前号の要請があり、かつ必要があると認められときは、応援側市町村が属する都道府県（以下「所属都道府県」という。）の知事に対し要請を行うものとする。
- (4) 所属都道府県の知事は、前号の要請があつた場合は直ちに応援側市町村の消防長を通じて当該応援側市町村の長に要請を行うものとする。
- (5) 要請側市町村の消防長は、第1号により広域航空消防応援の要請を行った場合には、できるだけ速やかに次の事項を応援側市町村の消防長へ通報しなければならない。この場合においては、同時に要請側都道

府県の知事へも同様の連絡を行うものとし、要請側都道府県の知事から消防庁長官、所属都道府県の知事及び応援側市町村の消防長への連絡は、第2号から第4号までの規定に準じて行うものとする。

- ① 必要とする応援の具体的内容
- ② 応援活動に必要な資機材等
- ③ 離発着可能な場所及び給油体制
- ④ 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び無線による連絡の方法
- ⑤ 離発着場における資機材の準備状況
- ⑥ 現場付近で活動中の他機関の航空機及びヘリの活動状況
- ⑦ 他にヘリの応援を要請している場合のヘリを保有する市町村の消防本部名又はヘリを保有する都道府県名
- ⑧ 気象の状況
- ⑨ ヘリの誘導方法
- ⑩ 要請側消防本部の連絡先
- ⑪ その他必要な事項

7 市町村がヘリを保有する場合の広域航空消防応援の決定の通知

- (1) 応援側市町村の消防長は、前項の広域航空消防応援の要請に基づいて応援を行うことが可能と判断した場合には、当該応援側市町村の長に報告の上、その指示に従って所属都道府県の知事に通知するものとする。この場合においては、同時に要請側市町村の消防長へ応援を決定した旨を連絡するものとする。
- (2) 所属都道府県の知事は、前号の通知を受けた場合は、直ちに消防庁長官へ通知し、消防庁長官は要請側都道府県の知事に、要請側都道府県の知事は要請側市町村の消防長を通じて当該要請側市町村の長へ通知するものとする。

8 都道府県がヘリを保有する場合の広域航空消防応援の要請手続及び決定の通知

- (1) 都道府県がヘリを保有する場合の広域航空消防応援の要請手続については、第6項（第4号を除く。）を準用する。この場合において、第6項第1号中「前項」とあるのは「第5項」と、「応援側市町村」とあるのは「応援側都道府県」と、「応援側市町村の消防長」とあるのは「応援側都道府県の知事」と、同項第3号中「応援側市町村が属する都道府県の知事」とあるのは、「応援側都道府県の知事」と、同項第5号中「次の事項を応援側市町村の消防長」とあるのは「次の事項を応援側都道府県の知事」と、「所属都道府県の知事及び応援側市町村の消防長」とあるのは「応援側都道府県の知事」と読み替えるものとする。
- (2) 応援側都道府県の知事は、前号の広域航空消防応援要請に基づいて応援を行うことが可能と判断した場合には、直ちに消防庁長官に通知するとともに、要請側市町村の消防長へ応援を決定した旨を連絡するものとし、消防庁長官は要請側都道府県の知事に、要請側都道府県の知事は要請側市町村の消防長を通じて当該要請側市町村の長へ通知するものとする。

9 要請手続の特例

要請側市町村の消防長は、災害の発生状況等により、第6項及び前項に定められた手続による要請をするいとまのないときは、応援側市町村等に直接、広域航空消防応援の要請をすることができる。この場合、直ちに要請側都道府県、所属都道府県（市町村に要請をした場合）及び消防庁に、第6項及び前項に定める手続をしなければならない。

10 広域航空消防応援の中断

- (1) 応援側市町村の都合でヘリを復帰させるべき特別な事態が生じた場合は、応援側市町村の長は要請側市

町村の長と協議して広域航空消防応援を中断することができる。

- (2) 応援側都道府県の都合でヘリを復帰させるべき特別な事態が生じたときには、前号を準用する。
この場合において、「応援側市町村の長」とあるのは「応援都道府県の知事」と読み替えるものとする。
- (3) 前2号により広域航空消防応援を中断したときは、第7項又は第8項に準じてその連絡を行うものとする。

11 広域航空消防応援の始期及び終期

- (1) 広域航空消防応援は、第2号及び第3号に定める場合を除きヘリが広域航空消防応援の命を受けてヘリポートを出発したときから始まり、ヘリポートに帰着したときに終了するものとする。
要請側市町村により広域航空消防応援の要請が撤回された場合も同様とする。
- (2) ヘリがヘリポート以外の場所にあるときに、飛行目的を変更して広域航空消防応援に出場すべき命令があったときは、そのときから広域航空消防応援は始まるものとする。
- (3) ヘリが広域航空消防応援に出動中に、前項の規定に基づき広域航空消防応援が中断され、復帰すべき命令があったときは、そのときをもって広域航空消防応援は終了するものとする。

12 広域航空消防応援のため出場したヘリの指揮等

- (1) 広域航空消防応援のため出場したヘリの指揮は、要請側市町村の長の定める災害現場の最高指揮者が行うものとする。この場合において、当該ヘリに搭乗している指揮者がヘリの運行に重大な支障があると認めたときは、その旨、最高指揮者に通告するものとする。
- (2) 当該ヘリに搭乗している指揮者は、活動に当たって要請側市町村の消防本部の基地局及び災害現場の最高指揮者と緊密な連絡を取るものとする。

13 広域航空消防応援に係る要請側市町村の事前計画等

- (1) 要請側市町村は、広域航空消防応援を受けて消防活動を行う場合の計画をあらかじめ作成しておくものとする。
- (2) 前号の計画を作成した場合は、そのうちの必要事項を要請側都道府県の知事へあらかじめ届け出ておくものとし、その内容に変更があった場合にも同様の届け出を行うものとする。

14 要請側都道府県の措置等

- (1) 要請側都道府県は、前項の規定に基づき、要請側市町村が樹立する活動計画の作成について適切な助言を行うとともに、自らも必要な事項についてあらかじめ計画の作成を行うものとする。
- (2) 要請側都道府県は、前号の計画を作成した場合は、自都道府県内の要請側市町村に示すとともに、必要事項について消防庁長官へ届け出ておくものとし、その内容に変更があった場合にも同様の届け出等を行うものとする。

15 応援側市町村等の届出

- (1) ヘリを保有する市町村（都道府県の保有するヘリを用いて消防業務を行う市町村を除く。）の消防長は、次の事項について、あらかじめ所属都道府県の知事を通じ消防庁長官に届け出ておくものとする。
なお、新規にヘリを保有した場合及び次の事項に変更があった場合にも同様とする。
ただし、他の方法により、すでに届け出ている場合は、その届出をもって、本項に定める届出に代えることができる。
 - ① 保有ヘリの性能及び活動能力
 - ② 特別救助隊等の隊員数
 - ③ 特別救助隊等の隊員が使用する「救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令」別表1及び別表2のうちヘリによる搬送が可能な救助器具（以下「救助器具」という。）の品名、大きさ、重量、数量

- (2) ヘリを保有する都道府県の知事は、次の事項について、あらかじめ消防庁長官に届け出ておくものとする。

なお、新規にヘリを保有した場合及び次の事項に変更があった場合にも同様とする。

ただし、他の方法により、すでに届け出ている場合は、その届出をもって、本項に定める届出に代えることができる。

- ① 保有ヘリの性能及び活動能力
- ② 当該都道府県の特別救助隊等の隊員数
- ③ 特別救助隊等の隊員が使用する救助器具の品名、大きさ、重量、数量

16 消防庁長官の情報提供

- (1) 消防庁長官は、第14項第2号に定める届出を受けた場合は、その内容を所属都道府県を通じ、応援側市町村の消防本部に提供するものとする。
- (2) 消防庁長官は、前項各号に定める届出を受けた場合は、その内容のうち②及び③を要請側都道府県を通じ、要請側市町村の消防本部に提供するものとする。

17 広域航空消防応援に要する経費の負担

広域航空消防応援に要する経費の負担は、次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) 消防組織法第49条第1項に規定する経費及び緊急消防援助隊に関する政令（平成15年政令第379号）第5条各号に掲げる経費は、要請側市町村が負担するものとする。
- (2) 広域航空消防応援により生じた公務災害補償に要する経費は、応援側市町村等が負担するものとする。
- (3) 前2号に掲げる経費以外の経費は、原則として要請側市町村及び応援側市町村等双方の協議により当該経費の負担を決定するものとし、当該協議を円滑に行うための経費負担に関する原則的な考え方については、消防庁が別に定める。

18 要請側市町村及び応援側市町村等は広域航空応援を円滑かつ的確に実施するため、広域航空消防応援に係る訓練を随時実施するものとする。

19 この要綱の実施に関する手続等の細部事項については、別に定める。

(1) 大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施細目

	昭和	61年	5月30日	消防救第61号
改正	平成	4年	3月23日	消防救第39号
改正	平成	5年	3月26日	消防救第36号
改正	平成	5年	5月14日	消防救第66号
改正	平成	6年	4月1日	消防救第45号
改正	平成	7年	6月12日	消防救第83号
改正	平成	8年	6月28日	消防救第127号
改正	平成	8年	11月7日	消防救第244号
改正	平成	9年	3月19日	消防救第67号
改正	平成	10年	3月31日	消防救第47号
改正	平成	11年	3月26日	消防救第68号
改正	平成	12年	7月26日	消防救第202号
改正	平成	12年	12月25日	消防救第316号
改正	平成	15年	3月31日	消防救第77号
改正	平成	17年	12月20日	消防応第35号
改正	平成	21年	3月23日	消防応第97号
改正	令和	2年	7月17日	消防広第190号

1 目的

この細目は、大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱（以下「要綱」という。）

第19項の規定に基づき、大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施の手続等の細部事項について定めるものとする。

2 用語の定義

(1) 要請側市町村

要綱第2項第1号における要請側市町村をいう。

(2) 要請側都道府県

要綱第2項第2号における要請側都道府県をいう。

(3) 応援側市町村

要綱第2項第3号における応援側市町村をいう。

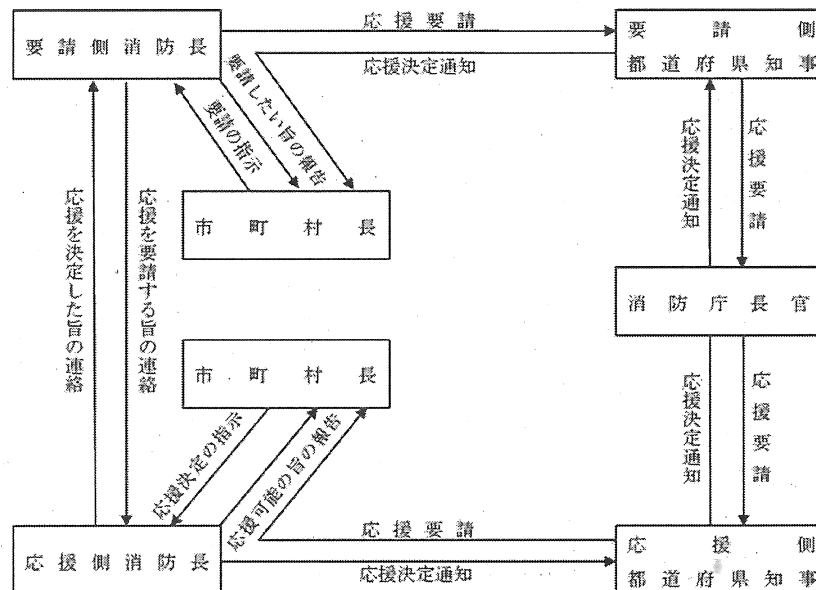
(4) 応援側都道府県

要綱第2項第4号における応援側都道府県をいう。

3 広域航空消防応援の要請手続

(1) 要綱第6項及び第7項に定める要請及び決定通知手続きの順序は、次図のとおりとする。

図 広域航空消防応援の要請及び決定通知ルート



- (2) 要綱第6項第1号から第4号までに定める要請又は連絡は、電話、無線、ファックス等によって様式1（①から⑦までに限る。）により行うとともに、後日正式文書を送付するものとする。
- (3) 要綱第6項第5号に定める要請を行った場合の通報事項は、電話、無線、ファックス等によって様式1（⑧から⑬までに限る。）により明確に連絡するとともに、後日正式文書を送付するものとする。
- (4) 様式1の各項の一部が未確定の場合は、内容が判明次第、随時連絡するものとする。
- (5) 要綱第8項に定める要請及び決定通知の手続については、前4号を準用する。

4 通信連絡

要綱第12項第2号に定める通信連絡の使用電波は統制波とし、無線の運用統制については、要請側消防本部の統制に従うものとする。

5 広域航空消防応援に係る要請側市町村の事前計画に定める事項等

- (1) 要綱第13項の要請側市町村の事前計画に定める事項は、次のとおりとする。
 - ① 地域防災計画に定める離発着場のうち、ヘリの活動拠点として最適な飛行場外離発着場（以下「離発着場」という。）の位置図等
 - ② 燃料の補給体制
 - ③ 応援航空隊と要請側消防本部等との通信連絡方法
 - ④ 離発着場への職員の派遣
 - ⑤ 応援に伴い生ずることが予想される一般人及び建物等に対する各種障害の除去等離発着に必要な措置
 - ⑥ 空中消火薬剤、救急救助用資機材、隊員等の補給体制
 - ⑦ その他必要と認める事項

- (2) 要綱第13項第2号に定める必要事項は、前号の①、②及び③とし、様式2により届け出るものとする。

6 要請側都道府県の事前計画に定める事項等

- (1) 要綱第14項の要請側都道府県の事前計画に定める事項は、次のとおりとする。

- ① 要綱第13項に基づく届出により把握した離発着場及び位置図等
 - ② 昼間、夜間における連絡体制
 - ③ 市町村が定める空中消火薬剤、救急救助用資機材、燃料等の補給体制の補完措置
 - ④ 広域航空消防応援に関する費用の補助
- (2) 要綱第14項第2号に定める必要事項は、前号の①とし、様式3により届け出るものとする。
- (3) 前号の届出は、毎年12月に見直しを行い、12月15日までに届け出るものとする。
- なお、その内容に変更があつた場合は、その都度届け出るものとする。

7 事故時の連絡等

- (1) 要請側市町村の消防長は、応援航空隊に関する次の事故を覚知したときは、応援側市町村の消防長（都道府県の保有するヘリを用いて消防業務を行う場合には、当該都道府県の知事を含む。）に速やかに連絡するものとする。
- ① 人の死傷を伴う事故
 - ② 航空機の重大な損傷事故
 - ③ 救難対策を必要とする事故
- (2) 応援側市町村（都道府県の保有するヘリを用いて消防業務を行う市町村を除く。）の消防長は、ヘリの長期間運航不能等により応援不能が予測されるときは、応援側都道府県の知事を通じて消防庁長官へ連絡しておくものとする。
- (3) ヘリを保有する都道府県の知事は、ヘリの長期間運航不能等により応援不能が予測されるときは、消防庁長官へ連絡しておくものとする。

8 応援側市町村及び応援側都道府県の届出

- (1) 要綱第15項第1号及び第2号に定める事項について届出を行う場合は、次の様式によるものとする。
- ① 保有ヘリの性能及び活動能力 様式4
 - ② 特別救助隊等の種別及び隊員数 様式5
 - ③ 救助器具 様式6
- (2) 前号の届出は、毎年12月に見直しを行い、12月15日までに届け出るものとする。
- なお、その内容に変更があつた場合は、その都度届け出るものとする。

9 消防庁長官の情報提供

- (1) 要綱第16項第1号に定める情報提供は、様式3によるものとする。
- (2) 要綱第16項第2号に定める情報提供は、様式6及び様式7によるものとする。

10 経費の支払方法

要綱第17項に定める応援に要した経費の支払方法については、次の各号による。

- (1) 応援側市町村の長（都道府県の保有するヘリを用いて消防業務を行う場合には、当該都道府県の知事を含む。）は、応援終了後14日以内に当該応援に要したに定める経費の総額を算定し、要請側市町村の長に通知するものとする。
- (2) 要請側市町村の長は、通知を受けてから7日以内に通知書の写を要請側都道府県の知事に送付するものとする。
- (3) 要請側市町村は、第1号の通知があつた日から90日以内に応援に要した経費を応援側市町村（都道府県の保有するヘリを用いて消防業務を行う場合には、当該都道府県を含む。）に支払うものとする。

様式 1

広域航空消防応援（ヘリコプター）要請連絡表

要請側消防 本部連絡者	要請側都道 府県連絡者	消 防 庁	応援側都道 府県連絡者	応援側消防 本部連絡者

① 応 援 側 市 町 村 名					
② 要 請 者 職 ・ 氏 名	消防本部消防長 市 町 村 長				
③ 要 請 日 時	年	月	日	時	分
④ 災 害 発 生 日 時	年	月	日	時	分
(要請時に災害発生日時が判明していない場合は覚知日時を記入)					
⑤ 災 害 発 生 場 所 災 害 の 概 要					
⑥ 応 援 の 種 別 活 動 拠 点	①調査	②火災	③救助	④救急	⑤救援
	①定置場	②離発着場			
⑦ 応 援 の 概 要					
⑧ 応 援 の 具 体 的 内 容 及 び 応 援 資 機 材					

⑨ 離着陸可能な場所	第 1 順位	
	第 2 順位	
⑩ 給油体制	給油の可否	可・否
	給油方法	
	体制作りの所要時分	
⑪ 現場最高指揮者 職・氏名・無線局名		
⑫ 離発着場における 資機材の準備状況		
⑬ 他機関の航空機及び ヘリの活動状況		
⑭ 他の消防本部に対する 応援ヘリ要請状況		
⑮ 気象の状況	天候 () 風向 () 風力 (m/s) 視界 (m)	
⑯ ヘリの誘導方法		
⑰ 要請側消防本部 連絡先		
⑱ その他		

離着陸場調査表

離着陸場名					公共用 非公共の別	
所在地	地名・地番					
	座 標		北緯		東経	
	所有者又は 管理者	住所			電話番号	
		氏名			職 業	
土地の 状 況	長 さ ・ 幅					
	勾 配		縦断勾配		横断勾配	
	表 面					
	散水の必要性					
恒 風 方 向						
付近障害物の状況						
離発着場との連絡方法						
給 油 体 制			給油の可否			
			給油用法			
応援航空部隊と要請側 消防本部との連絡方法						
その他参考事項						

離発着場位置図（1／ ）	離発着場位置図（1／ ）
1／50,000	1／10,000
離発着場見取図（恒風方向を矢印のこと）	
1／3,000	

様式 3

離 発 着 場 一 覧

番号	離発着場名	地名・地番	座標	長さ×幅 (m)	燃料補給の可否	公共用、 非公共用の別
			N E			
			N E			
			N E			
			N E			
			N E			
			N E			
			N E			
			N E			
			N E			
			N E			
			N E			
			N E			
			N E			
			N E			
			N E			

様式 4

ヘリの性能・活動可能地域調査表

消防本部名又は都道府県名				
機 種				
機 名				
機体	製 造 会 社 名			
	型 式			
	全 長 (m)			
	主回転翼直径 (m)			
座席数	乗 務 員 (人)			
	旅 客 (人)			
重量	全 備 重 量 (kg)			
	空 虚 重 量 (kg)			
	有 効 搭 載 量 (kg)			
エ ン ジ ン	製 造 会 社			
	型 式			
	基 数			
性能	最大速度 (km / h)			
	巡航速度 (km / h)			
	航 続 距 離 (km)			
	航 続 時 間 (h)			
	実用上昇速度 (m)			
	耐風性能 (m / s)			
燃料	使 用 燃 料			
	タンク容量 (l)			
	増槽タンク容量 (l)			
	消 費 量 (l / h)			
装置	カーゴスリング (kg)			
	ホ イ ス ト (kg)			
	タ ン カ (人分)			
	照 明 装 置 の 性 能			
	他 の 主 な 装 置			

使用可能な無線波 (消防・航空すべて)		
全備重量から、予備飛行時間30分を差し引いて算出した 航続距離(時間) 【航空隊基地を拠点】	km (時間 分)	km (時間 分)
上記航続距離によりカバー可能な 都道府県名 【各都道府県管轄航空隊基地を拠点】		

- (注) 1 全 長——主及び尾部回転翼展開時の最先端から最後端までの長さ
2 旅客等——最大座席数から2名を差し引いた数
3 巡航速度——全備重量での標準大気中の高速巡航速度
4 航続距離——巡航速度による航続距離(標準燃料タンク使用、残燃料なし)
5 航続時間—— " 航続時間(" ")

様式5

特 別 救 助 隊 等 一 覧

項 目	隊 員 数	消 防 本 部 名
特 別 救 助 隊	名	
水 難 救 助 隊	名	
山 岳 救 助 隊	名	

(注) ヘリを保有する都道府県が当該ヘリを用いて消防業務を行う航空隊を構成する消防本部以外の消防本部から特別救助隊等を選定する場合は、ヘリによる迅速な応援出動を考慮し、ヘリ定置場の近隣消防本部から選定するよう留意すること。

救 助 器 具 等 一 覧

< 救 助 用 器 具 >

名 称	サ イ ズ		数 量
	縦×横×奥行 (mm)	重量 (kg)	

< 水 難 救 助 用 器 具 >

名 称	サ イ ズ		数 量
	縦×横×奥行 (mm)	重量 (kg)	

< 山 岳 救 助 用 器 具 >

名 称	サ イ ズ		数 量
	縦×横×奥行 (mm)	重量 (kg)	

(注) サイズについては救助器具が収納されている状態で計測したものを記載すること。

様式 7

ヘリに搭乗可能な特別救助隊員等隊員数一覧

ヘリを保有する都道府県名及びヘリ保有市町村の消防本部名	特別救助隊の隊員数	水難救助隊の隊員数	山岳救助隊の隊員数
	名	名	名
	名	名	名
	名	名	名
	名	名	名
	名	名	名
	名	名	名
	名	名	名
	名	名	名
	名	名	名
	名	名	名
	名	名	名
	名	名	名
	名	名	名
	名	名	名
	名	名	名
	名	名	名
	名	名	名
	名	名	名
	名	名	名

(2) 一般財団法人全国市町村振興協会消防広域応援交付金交付規程

昭和 62 年 2 月 27 日 規程第 26 号
改正 平成 26 年 6 月 12 日 規程第 16 号

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、一般財団法人全国市町村振興協会（以下「協会」という。）が市町村に交付する消防広域応援交付金（以下「交付金」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(交付金の目的)

第 2 条 この交付金は、地震、風水害、林野火災等の大規模災害等に際し、都道府県の区域を越えて消防機関の応援（以下「消防応援」という。）を迅速かつ円滑に行うことを促進し、もって被災市町村における人命の救助、被害の軽減に資することを目的とする。

(対象とする災害)

第 3 条 交付金の交付の対象となる災害は、地震、風水害、林野火災等の大規模な災害又は高層建築物火災、コンビナート火災等の特殊な災害であって、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号。以下「法」という。）第 44 条の規定により、消防庁長官が消防応援につき、必要な措置をとったものとする。

(申 請)

第 4 条 前条に規定する災害が発生した市町村は、都道府県の区域を越えて消防応援を受けた場合において、協会に対し、当該応援を行った市町村（以下「応援市町村」という。）に交付金の交付をすることを申請することができる。

(交付金の交付)

第 5 条 理事長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る内容を審査し、応援市町村に交付金を交付するものとする。ただし、法第 44 条第 5 項の規定に基づき消防庁長官の指示を受けて出動した緊急消防援助隊の活動に要した費用のうち、緊急消防援助隊に関する政令（平成 15 年政令第 379 号）第 5 条の規定により国が負担する経費については、交付金の交付対象から除くものとする。

2 交付金の額は、消防応援の規模、活動内容、応援日数等に応じて予算の範囲内で理事長が定める。

(都道府県が消防広域応援を行った場合の特例)

第 6 条 都道府県がヘリコプター、大型車両、宿泊施設等を用いて消防広域応援を行った場合については、第 4 条中「当該応援を行った市町村（以下「応援市町村」という。）」とあるのは「当該応援を行った市町村の属する都道府県（以下「都道府県」という。）」と、第 5 条中「応援市町村」とあ

るのは「都道府県」と読み替えてこの規程を適用するものとする。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関して必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（平成3年6月27日規40）

この規程は、平成3年6月27日から施行し、同日以降に交付する交付金に適用する。

附 則（平成6年8月17日規59）

この規程は、平成6年9月1日から施行し、平成6年8月1日以降に発生した災害に係る交付金について適用する。

附 則（平成9年2月24日規62）

この規程は、平成9年2月24日から施行する。

附 則（平成17年2月24日規76）

この規程は、平成17年2月25日から施行する。

附 則（平成18年6月23日規81）

この規程は、平成18年6月23日から施行し、平成18年6月14日から適用する。

附 則（平成25年3月19日規103）

この規程は、平成25年3月19日から施行する。

附 則（平成26年6月12日規16）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

(3) 消防広域応援交付金交付細則

昭和 62 年 4 月 1 日

改正 平成 27 年 4 月 24 日

(趣 旨)

第 1 条 この細則は、一般財団法人全国市町村振興協会消防広域応援交付金交付規程（昭和 62 年規程第 26 号。次条において「規程」という。）第 7 条の規定に基づき、一般財団法人全国市町村振興協会（以下「協会」という。）が市町村に交付する消防広域応援交付金（以下「交付金」という。）の交付について必要な事項を定めるものとする。

(受援市町村の申請)

第 2 条 規程第 4 条に規定する消防広域応援を受けた市町村（消防の事務を処理する一部事務組合を含む。以下「受援市町村」という。）の申請は、様式第 1 号及び様式第 2 号により行うものとする。

2 前項の申請を行った受援市町村は、消防広域応援をした市町村（消防の事務を処理する一部事務組合を含む。以下「応援市町村」という。）に交付金の交付を申請した旨を通知するものとする。

(応援市町村の報告)

第 3 条 前条第 2 項の通知を受けた応援市町村は、様式第 3 号及び様式第 4 号により消防広域応援の内容等を協会に報告するものとする。

(交付決定の通知)

第 4 条 協会は、交付金の交付を決定したときは、受援市町村及び応援市町村に対してその旨を通知するものとする。

(指定口座の通知)

第 5 条 応援市町村は、前条の通知を受けたときは、協会へ指定する金融機関の口座を通知するものとする。

(交付金の交付)

第 6 条 協会は、前条の指定する金融機関の口座の通知があったときは、応援市町村に交付金を交付するものとする。

(都道府県が消防広域応援を行った場合の特例)

第 7 条 都道府県がヘリコプター、大型車両、宿泊施設等を用いて消防広域応援を行った場合については、第 2 条第 2 項中「消防広域応援をした市町村（消防の事務を処理する一部事務組合を含む。以下「応援市町村」という。）」とあるのは「消防広域応援をした市町村（消防の事務を処理する一部事務組合を含む。以下「応援市町村」という。）の属する都道府県（以下「都道府県」という。）」と、第 3 条から第 6 条までの規定中「応援市町村」とあるのは「都道府県」と、様式第 1 号中「下記市（町村）」とあるのは「下

記都道府県」と、「応援市町村名」とあるのは「都道府県名」と、「〇〇市（町村）」とあるのは「〇〇県（都道府）」と、様式第2号中「応援消防機関名」とあるのは「都道府県名」と、「市町村」とあるのは「都道府県」と、様式第3号中「応援市町村用」とあるのは「都道府県用」と、「応援消防機関」とあるのは「都道府県」と読み替え、様式第3号中「市町村名」を削ってこの細則を適用するものとする。

附 則

この細則は、昭和62年4月1日から実施する。

附 則（平成6年8月17日改正）

この細則は、平成6年9月1日から施行し、平成6年8月1日以降に発生した災害に係る交付金について適用する。

附 則（平成17年1月19日改正）

この細則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月19日改正）

この細則は、平成25年3月19日から施行する。

附 則（平成26年6月12日改正）

この細則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年4月24日改正）

この細則は、平成27年5月1日から施行する。

様式第 1 号

第 年 月 日 号

一般財団法人 全国市町村振興協会
理 事 長 殿

市 町 村 長 印

消防広域応援交付金に係る応援市町村への交付の申請について

別紙のとおり消防広域応援を受けたので、消防広域応援交付金交付規程第 4 条の規定に基づき、下記応援市（町村）に対して、当該応援市（町村）が別に提出する様式第 4 号の「消防広域応援実績報告書（応援市町村用）」に係る交付金を交付されるよう申請します。

記

応援市町村名 ○ ○ 市（町村）

様式第 2 号

消防広域応援実績報告書（受援市町村用）

都道府県名

市町村名

災 害 名		
災 害 発 生 場 所		
災 害 発 生 日 時 及 び 期 間		
災害の概要	災 害 の 状 況	
	人 的 被害状況	死 者
		行 方 不 明 者
		負 傷 者
		計
	物 的 被 害 状 況	
※消防 広域 応援 の 概要	応 援 要 請 年 月 日	
	応 援 消 防 機 関 名	
	応 援 期 間 (受援開始日時から終了日時まで)	
	応 援 人 員 (日別、部隊別)	
	応 援 車 両 等 (種別、数量)	
	応 援 資 機 材 (種別、数量)	
	応 援 活 動 内 容	
特 記 事 項 (応援活動による人命救助、 被害の軽減等の状況等)		

(注) ※印の欄については、複数の市町村から応援を受けた場合には、それぞれ記入すること。

報告書作成担当 部局 作成者職・氏名 住 所 電話番号 メール	
--	--

様式第 3 号

第 年 月 日 号

一般財団法人 全国市町村振興協会
理 事 長 殿

市

町 村 長 印

消防広域応援実績報告書（応援市町村用）の提出について

「消防広域応援交付金交付細則」第 3 条に基づき、別紙のとおり報告します。

様式第4号

消防広域応援実績報告書（応援市町村用）

		都道府県名	市町村名
災 害 名			
災 害 発 生 場 所			
災 害 発 生 日 時 及 び 期 間			
応 援 要 請 受 理 年 月 日			
応 援 消 防 機 関			
出 動 期 間	出 動 年 月 日 時		
	帰 隊 年 月 日 時		
応 援 人 員 (日別、部隊別)			
応 援 車 両 等 (種別、数量)			
応 援 資 機 材 (種別、数量)			
派 遣 方 法 (部隊、資機材の移動方法)			
応 援 活 動 内 容			
備 考			

報 告 書 作 成 担 当 部 局 作 成 者 職 ・ 氏 名 住 所 電 話 番 号 メ ー ル	
--	--

4 関 係 法 令

【消防組織法（抜粋）】

（消防の任務）

第 1 条 消防は、その施設及び人員を活用して、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行うことを任務とする。

（都道府県の航空消防隊）

第 30 条 前条に規定するもののほか、都道府県は、その区域内の市町村の長の要請に応じ、航空機を用いて、当該市町村の消防を支援することができる。

2 都道府県知事及び市町村長は、前項の規定に基づく市町村の消防の支援に関して協定することができる。

3 都道府県知事は、第 1 項の規定に基づく市町村の消防の支援のため、都道府県の規則で定めるところにより、航空消防隊を設けるものとする。

（市町村の消防の相互の応援）

第 39 条 市町村は、必要に応じ、消防に関し相互に応援するように努めなければならない。

2 市町村長は、消防の相互の応援に関して協定することができる。

（航空消防隊が支援のため出動した場合の連携）

第 48 条 都道府県の航空消防隊が市町村の消防機関の支援のため出動した場合においては、当該航空消防隊は、支援を受けた市町村の消防機関との相互に密接な連携の下に行動するものとする。

【消防法（抜粋）】

第 1 条 この法律は、火災を予防し、警戒し及び鎮圧し、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、火災又は地震等の災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行い、もって安寧秩序を保持し、社会公共の福祉の増進に資することを目的とする。

第 25 条

3 火災の現場においては、消防吏員又は消防団員は、当該消防対象物の関係者その他総務省令で定める者に対して、当該消防対象物の構造、救助を要する者の存否その他消火若しくは延焼の防止又は人命の救助のため必要な事項につき情報の提供を求めることができる。

第 28 条 火災の現場においては、消防吏員又は消防団員は、消防警戒区域

を設定して、総務省令で定める者以外の者に対してその区域からの退去を命じ、又はその区域への出入を禁止し若しくは制限することができる。

- 2 消防吏員又は消防団員が火災の現場にいないとき又は消防吏員又は消防団員の要求があつたときは、警察官は、前項に規定する消防吏員又は消防団員の職権を行うことができる。

第 29 条 消防吏員又は消防団員は、消火若しくは延焼の防止又は人命の救助のために必要があるときは、火災が発生せんとし、又は発生した消防対象物及びこれらのものの在る土地を使用し、処分し又はその使用を制限することができる。

- 5 消防吏員又は消防団員は緊急の必要があるときは、火災の現場附近に在る者を消火若しくは延焼の防止又は人命の救助その他の消防作業に従事させることができる。

第 30 条の 2 第 25 条第 3 項、第 28 条第 1 項及び第 2 項並びに第 29 条第 1 項及び第 5 項の規定は、消防組織法第 30 条第 1 項の規定により都道府県が市町村の消防を支援する場合について準用する。この場合において、これらの規定中「消防吏員又は消防団員」とあるのは、「消防吏員若しくは消防団員又は航空消防隊に属する都道府県の職員」と読み替えるものとする。

【消防法施行令（抜粋）】

第 44 条の 2 消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 30 条第 1 項の規定に基づき、都道府県がその区域内の市町村の長の要請に応じ、航空機を用いて、当該市町村の消防を支援する場合の救急隊は、航空機一機及び救急隊員二人以上をもつて編成しなければならない。

- 2 前項の航空機には、傷病者を搬送するに適した設備をするとともに、救急業務を実施するために必要な器具及び材料を備え付けなければならない。

- 3 第 1 項の救急隊員は、次の各号のいずれかに該当する都道府県の職員をもつて充てるようにしなければならない。

（１）救急業務に関する講習で総務省令で定めるものの課程を修了した者

（２）救急業務に関し前号に掲げる者と同等以上の学識経験を有する者として総務省令で定める者

【航空法（抜粋）】

（離着陸の場所）

第 79 条 航空機（国土交通省令で定める航空機を除く。）は、陸上にあつては飛行場以外の場所において、水上にあつては国土交通省令で定める場所において、離陸し、又は着陸してはならない。但し、国土交通大臣の許可を受けた場合は、この限りでない。

（注）規－172 条、規－172 条の 2、[罰] 法－154 条

(飛行の禁止区域)

第 80 条 航空機は、国土交通省令で定める航空機の飛行に関し危険を生ずるおそれがある区域の上空を飛行してはならない。但し、国土交通大臣の許可を受けた場合は、この限りでない。

(注) 規 - 173 条、規 - 173 の 2、[罰] 法 - 154 条

(最低安全高度)

第 81 条 航空機は、離陸又は着陸を行う場合を除いて、地上又は水上の人又は物件の安全及び航空機の安全を考慮して国土交通省令で定める高度以下の高度で飛行してはならない。但し、国土交通大臣の許可を受けた場合は、この限りでない。

(注) 規 - 174 条、規 - 175 条、[罰] 法 - 154 条

(捜索又は救助のための特例)

第 81 条の 2 前 3 条の規定は、国土交通省令で定める航空機が航空機の事故、海難その他の事故に際し捜索又は救助のために行なう航行については、適用しない。

(注) 規 - 176 条

(物件の投下)

第 89 条 何人も、航空機から物件を投下してはならない。但し、地上又は水上の人又は物件に危害を与え、又は損傷を及ぼすおそれのない場合であつて国土交通大臣に届け出たときは、この限りでない。

(注) 規 - 196 条の 2、[罰] 法 - 150 条、159 条

【航空法施行規則（抜粋）】

(最低安全高度)

第 174 条 法第 81 条の規定による航空機の最低安全高度は、次のとおりとする。

(1) 有視界飛行方式により飛行する航空機にあつては、飛行中動力装置のみが停止した場合に地上又は水上の人又は物件に危険を及ぼすことなく着地できる高度及び次の高度のうちいずれか高い物

イ 人又は家屋の密集している地域の上空にあつては、当該航空機を中心として水平距離 600 メートルの範囲内の最も高い障害物の上端から 300 メートルの高度

ロ 人又は家屋のない地域及び広い水面の上空にあつては、地上又は水上の人又は物件から 150 メートル以上の距離を保つて飛行することのできる高度

ハ イ及びロに規定する地域以外の上空にあつては、地表面又は水面から 150 メートル以上の高度

(2) 計器飛行方式により飛行する航空機にあつては、告示で定める高度

(捜索又は救助のための特例)

第 176 条 法第 81 条の 2 の国土交通省令で定める航空機は、次のとおりとする。

- (1) 国土交通省、防衛省、警察庁、都道府県警察又は地方公共団体の消防機関の使用する航空機であつて捜索又は救助を任務とするもの
- (2) 前号に掲げる機関の依頼又は通報により捜索又は救助を行う航空機
- (3) 救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法 (平成 19 年法律第 103 号) 第 5 条第 1 項に規定する病院の使用する救急医療用ヘリコプター (同法第 2 条に規定する救急医療用ヘリコプターをいう。) であつて救助を業務とするもの

5 消防防災ヘリコプターQ & A

1 気象条件について

【問1】飛行できる気象条件は、どのようになっているのか。

また、応援を要請する側では、どの程度まで気象状況を把握し、連絡すればよいのか。

《答》航空法によって色々な基準がありますが、通常、ヘリコプターは有視界飛行（操縦士が自分の目で、地表、目標を確認しながら飛行すること。）をしますので、次の条件があれば安全に飛行することができます。

- 1 見通し距離で、約3キロメートルぐらい見えること。
- 2 雲の高さは、約300メートル以上であること。
- 3 風速が、約15メートル／秒以下であること。

※ 気象条件は、次の例によって連絡してください。

（例）「著名な、山と建物が見えているので、見通しは約何キロメートルです。」

「何々山の中腹に雲がかかっているので、雲の高さは約何メートルです。」

「風の方角は・・・で、何メートル／秒ぐらいです。」

「煙突の煙が、真横に流れています。」

「海は白波がたっています。」

「雨が降っている。又は、降っていない。」

「霧が出ていますが、上空は明るいです。」

このほかにも、色々と具体的な状況を連絡してください。

（別紙の「運航に必要な気象条件の観測通報要領」参照）

2 運航時間について

【問2】運航時間は、どのようになっているのか。

《答》毎日の運航については、通常、午前8時30分から午後5時15分までですが、緊急の場合は、日の出から日没まで活動します。

また、休日、祝日に関係なく1年365日運航します。

3 応援要請の方法について

【問3】応援要請は、どこにすればよいのか。

《答》次により、連絡してください。

- 1 勤務時間内（午前8時30分から午後5時15分まで）
消防防災航空隊事務所
電 話 088-683-4119
ファクシミリ 088-683-4121
- 2 勤務時間外
県庁 衛視室
電 話 088-621-2057

【問 4】緊急出動中に、ほかの地域から応援要請があった場合、又は、2 か所以上から同時に応援要請があった場合は、どうなるのか。

《答》その都度、出動内容等を判断のうえ、対応することになります。次のようなケースが考えられます。

1 一方が、即時に活動を終わることができる場合は、その後に他の一方の要請に対応する。

2 他府県及び政令都市等のヘリコプター保有自治体に応援要請する。

徳島県は、災害時の相互応援に関する協定を、中国・四国の 8 県及び近畿 2 府 6 県と締結している。

3 他の機関（自衛隊や県警察など）に応援要請する。

【問 5】応援要請から現場到着までの所要時間はどうか。

《答》災害の状況や現場の気象状況等の確認、エンジンの暖気運転、関係資機材の積み込み等を行う必要がありますので、離陸までの所要時間は、概ね 10～20 分を要します。

運航速度は、200～220 km/h ですから、例えば、池田町又は穴喰町までの所要時間は、応援要請を受けてから概ね 30～40 分を目安としてください。

【問 6】消防防災ヘリコプターとの連絡、誘導は、どのようにするのか。

《答》「うずしお」の無線呼び出し名称は、次のとおりです。

1 消防無線

主運用波 5 及び統制波（1～3） しょうぼうとくしまヘリ 1

2 防災行政無線（眉山系） ぼうさいとくしまヘリ 1

3 防災相互波 ぼうさいとくしまヘリ 1

ヘリコプターの誘導については、手信号で行ってください。

（別紙の「誘導手信号要領」参照）

4 整備点検期間について

【問 7】ヘリコプターが整備点検で運航できない期間は、どのくらいか。

《答》通常（特別点検や故障修理等を除く）、ヘリコプターの飛行時間に応じて、次のとおりです。

飛行時間による点検	点検整備に要する期間
30 時間点検	半日程度
50 時間点検	2 日程度
100 時間点検	2 日程度
300 時間点検	40 日程度

なお、整備点検のため運航できない期間については、その都度、各消防本部（消防本部を置かない町村にあっては、当該町村）へ事前に連絡します。

5 現場での指揮命令について

【問 8】応援活動中の指揮命令系統は、どうなるのか。

《答》消防防災航空隊が消防活動を行う場合は、徳島県消防防災ヘリコ

プター応援協定により、災害等が発生した市町村等の長の定める災害現場の最高指揮者の指揮下に入ることになっております。

6 救急活動について

【問 9】救急患者の搬送基準等は、あるか。

《答》消防防災ヘリコプター緊急運航要領で、救急活動における出動基準を定めていますが、より具体的な基準（症状別の搬送基準等）については、装備品の着脱時間、機内での治療範囲、搬送時間、受け入れ側の支援態勢等を検討する必要がありますので、今後の運航実例等を踏まえながら、検討することとしています。

【問 10】患者発生から病院収容までの所要時間は、どうか。

《答》次の①～⑦の合計が、所要時間となります。

- ① 覚知からヘリコプター要請までの時間
- ② 要請から出動までの時間
- ③ 離陸から現場ヘリポートまでの飛行時間
- ④ 現場ヘリポートでの機内収容時間（約 3 分）
- ⑤ 現場ヘリポートから収容先ヘリポートまでの飛行時間
- ⑥ 収容先ヘリポートでの救急車への中継時間
- ⑦ 中継救急車から病院収容までの時間

7 訓練への参加について

【問 11】市町村や消防本部が主催する訓練には、参加するのか。

《答》消防防災ヘリコプターが円滑かつ的確に活動するためには、市町村や消防本部と連携した訓練が必要不可欠と考えておりますので、要請があれば、できるだけ参加する方針です。